

会 議 名	富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する 調査特別委員会		
開催日時	令和3年3月4日（木） 午前10時		
案 件			ページ
	証人尋問……………		3
	今後の調査の進め方等について……………		66
出席議員	委 員 長	前 田 敏	
	副 委 員 長	藤 原 美知子	
	委 員	守 屋 大 道	
	委 員	西 垣 智	
	委 員	荒 木 眞 澄	
	（ 議 長 ）	多 田 隆 一	
	（ 副 議 長 ）	山 元 建	
欠席議員			
説 明 員	議会事務局長	梶 野 祐 子	
証 人	市 長	富 田 裕 樹	
会議事項及 びその結果	別紙のとおり		

(午前10時00分開会)

○前田敏委員長 おはようございます。

ただいまから第8回富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日は、本委員会の法的助言者である田島弁護士に御出席いただいておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、案件に入ります前に御報告でございます。まず、委員長及び副委員長の選任についてです。去る2月22日、渡邊千芳委員長の委員辞任に伴い、空席となっておりました委員長職について、3月1日の本会議において委員長に私、前田敏が、また副委員長に藤原美知子議員がそれぞれ選任されましたので、御報告いたします。

次に、本日の進行についてですが、2月24日開催の第7回委員会において、本日の富田市長に対する証人尋問は公開の場で開催することに決定しておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、本日は報道機関から撮影及び録音の申出がありました。本委員会の運営要領では、報道関係者からテレビ及び写真撮影等について申出があった場合、委員長はその都度、委員会で協議し、許可等を決定することになっております。

本日の委員会でのテレビ及び写真撮影並びに録音については、いかがさせていただきますでしょうか。

○荒木眞澄委員 前回の証人尋問と同様に、本日、証人尋問を行う富田市長は公人であるため、開会から閉会まで報道関係者によるインターネット等を使ったライブ中継を除き、テレビ及び写真撮影並びに録音についてはこれを許可してはいかがでしょうか。

○前田敏委員長 ほかに御意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、ただいまの御意見のとおり、本日の委員会につきましては、開会から閉会まで報道関係者によるインターネット等を使ったライブ中継を除き、

テレビ及び写真撮影並びに録音についてはこれを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、傍聴人に申し上げます。傍聴人による撮影及び録音は禁止されておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、案件に入ります。

まず、初めに、証人尋問の進め方についてです。本日の富田市長に対する証人尋問については、私のほうから主尋問を行った後、各委員から個別尋問を行います。個別尋問の順番ですが、まず不適切な庁舎使用、公金等の私的流用、並びに本会議及び常任委員会等における虚偽答弁に関することについては、藤原副委員長、荒木委員、守屋委員、西垣委員の順番で、次に、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関することについては、荒木委員、藤原副委員長、西垣委員、守屋委員の順番でそれぞれ行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、尋問時間についてでございます。2月24日開催の第7回委員会において、本日の富田市長に対する尋問は内容が非常に多岐にわたり、本委員会の運営要領に規定している1時間から2時間程度では終了しないことが想定されるため、参議院委員会先例に従い、休憩を挟みながら4時間程度とすることに決定いたしておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、主尋問及び個別尋問終了後、時間の許す範囲内で最初の尋問の補足的な尋問については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、富田市長からの証人尋問を臨むに当たり、補助者同伴願が提出されております

すので、事務局から報告させます。

○**議会事務局長（榎野祐子）** それでは、御報告申し上げます。3月1日付で富田市長より補助者同伴願の提出がございました。補助者の氏名は横山耕平氏、職業は弁護士でございます。以上でございます。

○**前田敏委員長** 報告は終わりましたが、本件の取扱いについてはいかがさせていただけますでしょうか。

○**西垣智委員** 認めてはどうでしょうか。

○**前田敏委員長** ほかに御意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○**前田敏委員長** それでは、補助者同伴については認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**前田敏委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

ほかに何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○**前田敏委員長** それでは、証人入室のため暫時休憩いたします。

（午前10時05分休憩）

（午前10時05分再開）

○**前田敏委員長** 再開いたします。

富田証人におかれましては、前回に引き続き御出席いただきありがとうございます。本委員会の調査のために御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人、または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または、名誉を害すべき事項に関するとき、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷、もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実であって、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項についての尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨、申出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外は拒むことができません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。傍聴人、報道関係者も含め、全員御起立をお願いいたします。

(全員起立)

○前田敏委員長 それでは、証人は宣誓書の朗読を願います。

○富田裕樹証人 私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和3年3月4日、富田裕樹。

○前田敏委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印お願いいたします。

(富田証人 宣誓書に署名、捺印)

○前田敏委員長 皆様、御着席を願います。

(全員着席)

○前田敏委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。

また、補助者との相談を希望される場合も、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、証言の際は、着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、またゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、メモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。本日は、事前に証人に通知いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより富田証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねし、次に各委員から御発言を願うことにいたします。

では、初めに、人定尋問を行います。

まず、あなたは池田市長の富田裕樹さんですか。

○富田裕樹証人 間違いございません。

○前田敏委員長 次に、住所、職業、生年月日については、事前に記入していただいた確認事項記入表のとおりで間違いございませんか。

○富田裕樹証人 間違いございません。

○前田敏委員長 それでは、私から、あらかじめ委員会で決定した主尋問の事項につ

いてお伺いいたします。

本日も引き続き尋問を行います。その前に2月24日の尋問内容につきまして、2月26日の朝、富田証人が藤原副委員長からの尋問内容について事実関係を調査するという発言がなされ、岡田副市長に対する職員への聞き取り調査指示について実際に行ったのか、確認させていただきます。

前回の2月24日の証人尋問での質問内容については、翌日25日に事実確認のために証言をした職員の詮索や他の職員への聞き取りを岡田副市長がしていることをあなたは知っていますか。

○富田裕樹証人 岡田副市長が確認したことは存じ上げております。これは聞き取りを行ったというような、誤解が伝わっているようですが、本市として前回の質問のときに、職員が病院に通うことになったと。それは本市としてしっかり見定め、確認しなくてはならないという経緯から確認をしました。

○前田敏委員長 富田証人、御発言中ですが、そこは結構です。後でお聞きします。

そうしますと、あなたの指示で岡田副市長が職員への聞き取りを行ったということですか。

○富田裕樹証人 私が確認してくれというふうには言いました。ただし、それは誰が証言を行ったのか、その本人を特定するためではなく、病気が深刻であれば本市として、行政側として対応しなくてはいけないという経緯から私は指示をしました。

○前田敏委員長 分かりました。

そうしましたら、先ほどの証言した方の名前や証言内容について、岡田副市長から報告はありましたか。

○富田裕樹証人 内容としては、前回、タオルを洗うことによって病院、心療内科に通うことになったというようなことは事実と異なるということを確認しました。

○前田敏委員長 では、報告を受けたということで確認をいたします。

あわせて、同25日の夕刻に、岡田副市長は百条委員会の委員に尋問内容の確認をするために議員控室に来ているのは御存じですか。

○富田裕樹証人 存じ上げておりません。

○前田敏委員長 では、岡田副市長が自ら勝手にした行為ですか。

○富田裕樹証人 はい。そのとおりでございます。

○前田敏委員長 委員は、昨日の証人尋問は公開もしくは秘密会での証言、もしくは聞き取り調査で得た事実に基づいて尋問していると回答しております。そのことについて報告を受けていますか。

○富田裕樹証人 少し質問の意図が理解しかねない部分がありますので、もう一度お願いいたします。

○前田敏委員長 証人尋問の内容については、聞き取り調査で事実に基づいて尋問していると回答をされております。そのことについて報告を受けておられますか。

○富田裕樹証人 まず、そのような報告は受けておりません。その前段としてお話があります。

○前田敏委員長 いや、結構です。

では、岡田副市長は自ら百条委員会の調査への介入を行ったことになりましたが、それについてどう思われますか。

○富田裕樹証人 これはあくまで庁内における職員の状況を真摯に受け止め、職員のいわゆる職場環境並びに本人の病状の安寧を願っての調べであったと思いますので、そこは百条委員会とは切り離して考えております。

○前田敏委員長 翌日26日の9時10分頃、エレベーターの中で百条委員会の委員に対し、尋問された内容について職員に確認したらみんな知らないと言っていると強い口調で言われたことは事実ですか。

○富田裕樹証人 それは事実でございます。

○前田敏委員長 その際に、委員が私は聞いていますと答えると、では調べますと言ってエレベーターを降りたとのことですが、それは事実ですか。

○富田裕樹証人 あくまで市長部局側として職員の状況をしっかり受け止めるという考えの下、そのように調べることは市としての一つの責務だと思っております。

○前田敏委員長 それは百条委員会の調査への介入だと思いますが、認識されてい
ますか。

○富田裕樹証人 百条委員会への介入ではないと考えます。

○前田敏委員長 調べますと言われた現れが、岡田副市長の職員への聞き取り行為に
つながったのではないのでしょうか。

○富田裕樹証人 それは、私が岡田副市長にそのような、この前、前回初めて百条委
員会であらわになった、そのような職員の状況の報告を上司としてちゃんと確認して
いますかと、そのような確認はさせていただきました。それは、行政部局として、ま
た上司として職員の体のことを思うことは至って当然のことと考えます。

○前田敏委員長 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
充実等に関する法律第8章、第30条の2、雇用管理上の措置等の第2項に事業主は労
働者が相談を行ったこと、相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由とし
て不利益な取扱いをしてはならないと規定されております。内部通報保護の観点もあ
ります。今回の百条委員会において、特にパワーハラスメントの関係する内容につい
ては、職員組合からの要請や職員の業務に影響を及ぼすことがないことを深く考え、
秘密会として尋問を行った経緯があります。その内容について、該当する立場の方が
自らそうした動き、調査をすることは明らかに法の精神にも反する行為であり、調査
に対する介入、妨害であります。証言や聞き取り調査に協力いただいた方から、これ
以上百条委員会の調査に協力することに恐怖を感じるとの声を聞いております。

さらに、こうした事態が顕在化すれば、当委員会としてしかるべき対応が必要とな
りますので、申し添えておきます。

それでは、個別に尋問をさせていただきます。

まず、私のほうから、健康状態について、もう既に御説明をいただいておりますが、
スポーツ障がい、椎間板ヘルニアなど、後遺症の症状緩和のために、リハビリのため
にサウナや運動器具が必要だと言われておりますが、これまで病院でどの程度の頻度
で治療を受けられておりますでしょうか。

○富田裕樹証人 10代のときに椎間板ヘルニアの手術を2回、そして20代後半に椎間板ヘルニアの手術を2回、合計4回、腰の手術を行っております。20代前半からですが、毎日のリハビリ等を行いながら、大体おおむね腰や首の状況が悪いときは年に1回、2回は行きつけの、かかりつけの施術師のところに行って脊椎矯正を行ってきたという経緯がございます。現在は、おおむね私自身で行っていますが、両膝、そして頸椎ヘルニア、そして腰椎ヘルニアに関しては比較的安定しているという状況でございます。

○前田敏委員長 では、市長就任後に定期健診、人間ドックなど、健康診断はどこで受けておられますか。

○富田裕樹証人 市長就任後は多忙とあって、人間ドックに1回行った記憶がございます。また、市長就任後は、施術の場所に時間がなく行けていないという状況でございます。

○前田敏委員長 それでは、委員長からの尋問は終わりますので、個別尋問に移りたいと思います。

○藤原美知子副委員長 今、人間ドックは行ったということでありませうけれども、いつの時期に行かれたのか、その人間ドックはどこで受けられましたか。

○富田裕樹証人 たしか記憶では市立池田病院で人間ドックを受けました。また、期日に関しては記憶が曖昧でございます。

○藤原美知子副委員長 その人間ドックの結果はどういった状況でしたか。

○富田裕樹証人 非常にストレス負荷が高く、血圧が高い状況がストレスから来ているという先生の指示の下、指導いただいたということを記憶しております。

○藤原美知子副委員長 では、血圧は通常どのくらいで、この時期、どの程度上がっていたのか、先生からの指導というのはどのような内容でしたか。

○富田裕樹証人 当時の血圧の数値までは明確には記憶がございませんが、この4月より市立池田病院で血圧の治療も行っていくということを当時お約束させていただいて、来年度は4月から血圧の治療にも当たるという形で準備を進めております。

○藤原美知子副委員長 では、来年度からということで、この間は一度も、検査の後は治療を受けていないということによろしいですね。

○富田裕樹証人 はい、そのとおりでございます。

○藤原美知子副委員長 次に、令和2年11月9日付の施術証明書を提出されておりますが、この治療センターにはいつ何回ぐらい治療を受けに行きましたか。

○富田裕樹証人 そのかかりつけの施術院は、私が28歳のときの3度目の手術前に通うようになり、そこから少し数え切れないほど通ってはおります。回数までは分かりません。

○藤原美知子副委員長 市長に就任後、何回行かれましたか。

○富田裕樹証人 市長に就任後は、記憶では行っておりません。

○藤原美知子副委員長 では、質問を替えます。非常階段を走っておられると前回の証人尋問の中でお聞きをいたしましたけれども、非常階段を走るとするのは、市長がおっしゃっている靭帯損傷の膝や、それから椎間板ヘルニアであった腰に対して逆に負担をかけることになるのではありませんか。

○富田裕樹証人 まず、非常階段を走っているというのは誤解でして、非常階段を上り下りして足腰を鍛えるということを日々行っております。まず、なかなか分かりづらいかもしれませんが、特に股関節のインナーマッスルを強化することによって腰や頸椎等の痛みが緩和しやすいというのは、私のこれまで歴年行ってきた経験によるリハビリ兼トレーニングですので、それは自身の経験則に基づいて行っているということでございます。

○藤原美知子副委員長 それでは、これは治療というよりも、個人的な健康管理ということで判断させていただいてよろしいですか。

○富田裕樹証人 治療も兼ね備えております。日々の、恐らく皆さんはお笑いになるかもしれませんが、そのような状態の方は、そのような形で日々足腰を鍛えてこの痛みの緩和を行ったり、未然に症状が悪化することを防ぐということを行っておりますし、私もそのように対応しているところでございます。

○藤原美知子副委員長 治療ということでありますと、医師からそういった具体的な、階段を上り下りするのがいいのだというような指示があったということですか。

○富田裕樹証人 私が手術してきた病院というのは、全国でも非常に重度の腰の難病者が集まる場所だったので、当時の術後から先生から指導を行ってもらっている中で続けてきた治療であり、リハビリの一環、症状緩和の取組でございます。

○前田敏委員長 では、続きまして、次の尋問に移りたいと思います。市長控室での宿泊に係る実態について、まず委員長からお聞きをいたします。

昨年9月から10月の間に計17日間、市長控室に宿泊をしておりますが、これは間違いありませんか。

○富田裕樹証人 おおむね間違いはないというふうに考えます。というのは、明確に徹夜して仕事をしたという日付を明記していたわけではございませんので、当時のスケジュールや公用車の運行記録等を見ながら、その日が恐らく該当するだろうという日を算出して提出したということになります。

○前田敏委員長 それでは、市議会議長宛てに宿泊した日を特定して提出しておりますけれども、それもおおむねということよろしいのですか。

○富田裕樹証人 おおむね間違いはないというふうに考えますが、明確にこれが間違いのないと言い切れるかどうかはもちろん調べた調査内での報告になります。

○前田敏委員長 分かりました。

それでは、委員から質問をいただきたいと思います。

○荒木眞澄委員 では、お伺いさせていただきます。

先ほどこの9月から10月の間に17日間、市長控室に宿泊をされていたということでございますけれども、提出いただいた宿泊実態の資料では9月19日土曜日、9月26日土曜日、10月3日土曜日、10月11日日曜日、これらの土日ははじめ、ほとんどの日において、宿泊を要する公務がないにもかかわらず宿泊をされていたということですが、その理由について再度お答えいただけますでしょうか。

○富田裕樹証人 公務というのは、特別職である以上、ふだんの平日の月曜日から金

曜日まで、また午前9時から午後5時が公務というわけではございません。土日も公務があり、また、特別職である私が公務であるという認識の仕事をした時点でそれは公務でございます。

その前段としてそれを御理解いただいた上で、まず当時、事業見直し、これまで池田市の補助金、助成金等の500以上の事業の見直しを私と副市長等で行ってまいりました。それらの一つ一つの事業見直しの再度の調査を自身ですということに関して、多忙を極めておりました。また、もう一つ。

○前田敏委員長 富田証人、結構でございます。

次の質問に移っていただきます。

○荒木眞澄委員 では、あなたが宿泊したとされる9月14日から10月15日の間、市長の自宅はその当時はどこでしたか。

○富田裕樹証人 それは9月14日から10月15日、ちょっと日にちに関しては今、記憶が不明確な部分がございますが、当時、事務所兼自宅と家族が住む自宅と、2つの自宅で住まいを持っておりました。

○荒木眞澄委員 では、当委員会の調査によりますと、あなたが市長室に宿泊していた事実を両副市長や市長公室長も知らなかったとのことでした。行政のトップである市長という立場のあなたが、1人で誰もいない部屋に夜遅くに戻ってきて市長室に宿泊しなければならないほど公務が多かったというのならば、そして危機管理の上からでも、あなたが宿泊しなければならなかった事実やその公務の状況、そういったものをなぜ両副市長、または市長公室長などに明確に伝えていなかったのですか。

○富田裕樹証人 まず両副市長ともに、私の激務の状況というのは本人たちがよく理解していたと思っています。また、宿泊ないしは徹夜で仕事をするしないにかかわらず、当時より早いときは朝5時ないしは6時には登庁して、夜の、副市長たちが帰ったその後も残って8時、9時まで仕事をしておりましたので、それをわざわざ報告する必要がないということでございます。

また、庁内においても職員等が徹夜することもあります、そうしたものを報告す

る、ないしはそういったことはこれまでもなかったというふうに考えております。

○荒木眞澄委員 答弁によりますと、それだけ、500もの事業見直しということで、また徹夜をするほどの激務、そういった中で、普通であれば市長に何かあった場合に、両副市長もそういった実態を知らなかったということは、全くこれは理由にならないと思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○富田裕樹証人 何かあったときというのは、具体的にどのようなことを指し示しているのが少し分かりませんので、明確な質問をお願いいたします。

○荒木眞澄委員 それでは、例えば市長ということでございますので、市行政のトップということで、その方が、両副市長も知らない、また市長公室長も知らない中で市長室に1人で泊まっているという、もし市長に何かあった場合、市長が倒れたりとかですね。そういった部分も含めて、あまりにも市長にあるまじき行為ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○富田裕樹証人 まず、夜中、徹夜で仕事をしたり、宿泊しながらでも業務をこなすということは、もちろん十分に体に無理を来さないように健康管理をした上での、自身でも限界を分かった上での取組ですので、決して倒れて市政に問題を与えるようなことはしないというふうにしっかりと未然に準備しておりましたので、その点は問題はないと思います。

また、庁内で私が徹夜で仕事をしていくことに関しても、全く問題がないことだというふうに考えております。

○荒木眞澄委員 では、質問を替えさせていただきます。あなたが両副市長、また市長公室長に泊まられていることを伝えていなかったと。その理由として考えられるのは、あなたは先日の証人尋問において何回も市長控室を自身のプライベート空間と言っておられました。そのようにあなたは、このプライベート空間である市長控室を御自身の住居として使用していたという事実を知られたくなかったからなのではないですか。

○富田裕樹証人 全くそのようなことはございません。

○荒木眞澄委員 あなたは2月24日の証人尋問において、市長控室に私物を持ち込み、宿泊する環境を整えていたことに関する答弁の中で、円滑に公務を遂行するため、そして公文書を市長室外に持ち出してはいけないと認識しているので、市長室以外では公務ができないとの答弁がありました。しかし、その後の答弁では、今現在は自宅においても公務をしているとの発言がありました。これは市長室に宿泊しなければ公務ができない、また市長室でなければ公務ができないというあなたの発言はかなりの矛盾があるのではないですか。

○富田裕樹証人 その質問内容に課題があると思っております。というのは、公務と言いましても、公文書を持ち帰ってできない公務もあれば自宅でできる公務もあります。また、今現在は百条委員会が開会中ということもあって、これまでのスピード、これまでの公務の時間というのは比較的抑えておりますが、百条委員会が終わった後は、また元の公務のリズムに戻していききたいというふうに考えております。

○荒木眞澄委員 分かりました。

質問を替えます。また、なぜこの9月、10月という時期に宿泊が集中していたのですか。

○富田裕樹証人 ちょうど9月、10月というのは、おおむね10月末を事業見直しの全ての最終期日と決めていたこと、また、来年度予算を策定するに於ける政策立案の準備、ちなみに政策立案だけでも私が課題として上げさせてもらっているのは約550ほどの政策をテーブルに並べていますが、一つ一つの政策を予算をつけて来年度予算に乗せるかどうかの精査も行っておりましたので、そうした面では9月、10月というのは非常に激務の中で仕事をしていたという状況でございます。

○荒木眞澄委員 では、次に、公務の実態に事項を移して質問をさせていただきたいと思っております。

まず、あなたは東京出張の際、職員の随行をつけないのは経費削減だと主張されておられますが、公務か政務か、私ごと、プライベートかが客観的に見えないため、首長として公務と政務、プライベートと行動を明確にすべきと思っておりますが、なぜ疑義が

生じるような行動をされるのですか。

○富田裕樹証人 まず、疑義が出るような行動は行っておりません。これまで秘書が随行して、ないしは職員の随行が必要で東京出張をしたことももちろん何度もございますし、また、1人でこれは行くべき、また職員が随行するほどでもないものに関しては自身で出張したという経緯がございますので、それは状況と公務内容のケース・バイ・ケースになります。

○荒木眞澄委員 委員会の調査や職員からの証言によりますと、コロナ禍の状況下、各種団体からの出席依頼も自粛され、例年600件ぐらいある公務が160件程度に激減し、その半分ほどは中止の内容となっており、しかもその3分の2は副市長が対応していたことが多く、市長の公務が激務ではなかったと確認していますが、事実ですか。

○富田裕樹証人 事実と異なります。

○荒木眞澄委員 事実とどのように違うのか、述べていただけますか。

○富田裕樹証人 職員並びに皆さんが認識している公務というのは、今日の前に形があって実際私が指示を出した内容を形にするための動きであり、日々の議会や運営における既存の仕事を公務というふうに認識していると思いますが、市長という仕事は、将来に向け、また次の創造的な政策立案、まちづくり、池田の市民の未来のために必要なそういう創造的な公務を行っておりますので、それはなかなか副市長にも市長が行っている業務、公務というのは理解しづらい部分があるというふうに思います。

○荒木眞澄委員 では、質問を替えます。あなたは昨年 of 記者会見での説明において、ほぼ毎日早朝5時15分頃に登庁し、21時頃まで公務に励んでいたと言われていたが、委員会の調査によりますと、退庁時に市長の公用車が遅い時間帯には稼働していない実態がありますが、これはまずこの1点、御説明願えますか。

○富田裕樹証人 稼働していない実態とおっしゃるのは、今おっしゃった説明の趣旨と内容が少し分かりづらい部分がありますので、もう一度お願いいたします。

○荒木眞澄委員 公用車が夜遅く動いていないということは、公用車では市長を自宅へ送っていないという、その実態がございます。

とすると、では質問を替えますが、あなたはどうやって夜遅くまで仕事をしたとき、自宅に帰られたのですか。

○富田裕樹証人 少しおっしゃっている意味が非常に分かりづらい質問でございます。

○前田敏委員長 富田証人、反問は結構です。富田証人、申し上げますが、反問は結構でございますが、午後9時過ぎまで公務をされていたということが先ほども発言がございましたけれども、それを終えてから自宅にはどうやって戻られていますか。

○富田裕樹証人 恐らく公用車が使われていないときに関しては、この前も調べさせていただいたとおり、その日は徹夜で宿泊したのだろうという形で日にちを提出させていただいたと思います。一方で、公用車を使わずに帰ることももちろん何度かあったと思っています。

○前田敏委員長 では、重ねてお聞きしますが、泊まれたときは、おっしゃるように当然公用車は動いておりませんが、それ以外のところでは公用車でお帰りになったということよろしいですか。宿泊以外のときは公用車、それ、もし使わなければどんなふうに、自宅に歩いて帰られたのか、タクシーを呼ばれたのか、誰かに迎えに来ていただいたのか、その辺について確認をさせていただきますですか。

○富田裕樹証人 いつの日に、具体的に述べていただかないと答えることができません。

○前田敏委員長 結構です。

○荒木眞澄委員 すみません、この委員会が調べた中では、市長が特に宿泊された日なのですけれども、この17日間、その間、一旦公用車か何かで夕方帰られて、それから夜遅い時間に市長自ら市庁舎に戻ってこられて宿泊していたと、こういう実態もありますので、そういう場合どうやって、市長は先ほどずっと遅くまで仕事をされているという御発言がありましたので、この点で質問をさせていただきました。一旦帰られたわけですか。

○富田裕樹証人 一度公用車で自宅に戻って所用をしてから、また公用車で本庁に戻って、そのまま仕事をしたという日もあったというふうに思っております。

○荒木眞澄委員 分かりました。

質問を替えさせていただきます。あなたはほぼ毎週水曜日の午前中に登庁をされておられませんが、その理由についてお聞きします。

○富田裕樹証人 私は、当時市長に就任してからはほぼ休みなしでずっと走ってきました。その中で、体調管理の一環として土曜日と日曜日、そして水曜日に睡眠を朝9時ぐらいまで取ることが唯一の体を休められる体調管理の方法だという、1週間の体調リズムをつくるためにスケジュールを組んだものでございます。そこで、水曜日の午前中というのは、体を壊さないために睡眠を朝8時ないしは9時まで取るために、あえて公務を入れないようにしているというのが現状でございます。

○荒木眞澄委員 分かりました。

質問を替えます。先ほどの随行についてなのですが、再度お聞きしますけれども、公務であるときは秘書課の随行をつけることは至極当たり前のことと考えられます。けれども、随行をつけられない理由は政務であるからですか。もう一度明確に理由を述べていただけますでしょうか。

○富田裕樹証人 公務において秘書が随行するというのはもちろん当たり前ではございます。一方で、私も市役所、庁内に入って分かったことですが、職員たちも家庭があり、やはり土日、職員たちも束縛されるというのは大変だろうという思いやりの慣習がこれまでもありました。そうした点から、なるべく秘書がいなくても、1人でできることはなるべく1人でやって職員の負担を軽くしてあげたいという思いから、随行が必要でないときは、これはいいよというふうに対応はさせていただいてきました。

○荒木眞澄委員 では、私からは最後の質問なのですが、この政務活動に際して公用車を使用することはルール違反であることは御存じですか。

○富田裕樹証人 政務活動で使うということはルール違反ですが、公務における公用車は、これまでの庁内における慣習ですと、政務の場所まで公用車を使っていたというのは前の政権であったというのは聞いております。しかし、私の政権では、公用車で政務に送り出すというようなことはやっていないというふうに言えます。

○前田敏委員長 ありがとうございます。続きまして守屋委員からお願いします。

○守屋大道委員 社会通念上ですが、自宅とは生活の本拠に住民票を届け、寝泊まりする場所が住所であると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○富田裕樹証人 そのように捉えることができる一方で、様々な家庭の事情もあると思います。今回、様々、身に危険が及ぶような事件も起きて、今回家族は別の安全な場所に別宅を持ったというような実情ですので、そのような、家庭によっていろんな事情がございますから、私のように2つ自宅があるというようなことも十分にあり得るというふうに言えます。

○守屋大道委員 では、7月3日にタクシーチケットを利用して、東大阪から池田に利用されています。その際、9,520円がかかっていますが、東大阪の住宅の契約書では、その時点では届けられた住宅はありませんが、ほかに東大阪に居宅はありましたか。

○富田裕樹証人 恐らくですけれども、少し期日がどうなっているのかというのは記憶がございません。

○守屋大道委員 こちらの調査では、7月3日に先ほど申し上げたように東大阪のほうにタクシーチケットを利用されていらっしゃいます。記録の提出をいただきました賃貸借契約書のお名前は富田市長のお名前ではございませんでした。そして、実際の賃貸借契約書の記述は7月23日の契約日となっております。それでも、市長は自宅とおっしゃられますでしょうか。

○富田裕樹証人 当時、慌てて家族の安全を期すための住まいというのを探しておりましたので、恐らくそこに該当するのではないかなというふうに考えます。

○守屋大道委員 そこに該当するというのはどういうことでしょうか。

○富田裕樹証人 もう一つの自宅を探すための一つの使用だったのではないかなというふうに今現在では、記憶では考えます。

○守屋大道委員 ということは、自宅を探すためにタクシーチケットを利用されたということで把握しておきます。

そして、あと、すみませんが、その実際の池田の住所からあなたが東大阪に転居されたのはいつの時期でしょうか。

○富田裕樹証人 今、記憶が不明確でございます。

○守屋大道委員 記憶が不明確ということなのですが、先ほど申し上げたように、7月23日に富田市長ではない名義での賃貸借契約が結ばれているということの前提ですが、転居届であるとか、職員カードの手続は自身で行いましたでしょうか。

○富田裕樹証人 当時、転居届等は、これまでも秘書の者が手伝ってくれていたという流れからお願いをしたというふうに記憶では覚えております。

○守屋大道委員 秘書の方が手伝っていただいたということですね。

では、転居に伴うほかのマイナンバーカードであるとか運転免許証などの関係する変更届は御自身で済まされましたでしょうか。

○富田裕樹証人 たしか記憶では、先ほど秘書の者と言いましたけれども、それはちょっと不明確といいますか正確ではない、当時、マイナンバーカード並びに健康保険証の住所変更に関しては特別職の岡田副市長にお願いをした記憶がございます。

また、警察のほうの免許証の住居変更に関しては自身で行ったというふうに記憶しております。

○守屋大道委員 では、不明確だということで、秘書にさせた手続といったものは何かあったでしょうか。

○富田裕樹証人 当時、岡田副市長にお願いをして、そこからその流れで秘書が行っていた可能性は十分にあるとは思っておりますが、今、当時、具体的に何と何をしてというのは明確には記憶にございません。

○前田敏委員長 自宅についてちょっと委員長のほうから、池田の住所から東大阪に転居されたのはいつの時期ですか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○富田裕樹証人 少し、今、手元に資料等もございませんので記憶が不明確でございます。

○前田敏委員長 記者会見では、9月中旬頃に転居という御説明を報道関係への記者

会見でも述べられておりますけれども、それは先ほどの7月という転居の話もございましたけれども、記憶にないということでもございましたら結構でございますが、自身は東大阪には転居をされていないということでもよろしいですか。

○富田裕樹証人 私自身が転居という形かと言われたら、それは家族とともに転居を半分しているという認識でございます。

○前田敏委員長 続きまして、タクシー、公用車の使用実態ということでお聞きをいたしますが、まず、基本的なことで、東大阪へのタクシーチケットを使ってもいいということを誰に確認をされたか、お答えいただけますでしょうか。

○富田裕樹証人 当時の秘書の者に確認はさせていただきました。

○前田敏委員長 では、その確認をしたタクシー代16万円を返金した理由をお聞きしたいと思います。

○富田裕樹証人 前回、報道等でもお話しさせていただきましたが、法的にも問題がない、一方で、市長には2つ自宅があり、もう一方の自宅に公用車で帰るということは市民の皆様、多くの皆様全員に御理解をいただけるものではなく、一部の方から御指摘を受けることもあるだろうと勘案し、政治家として自主的に返還させていただいたということもございます。

○前田敏委員長 では、各委員からお願いします。

○守屋大道委員 タクシーチケットや公用車の使用実態のことなのですが、政務、公務外の利用は徹底して利用できないと指摘されていたと思いますが、利用できるようになった背景は何でしょうか。

○富田裕樹証人 質問をもう一度、趣旨と内容、もう一度お願いいたします。

○守屋大道委員 職員のほうから、政務、公務外の利用は徹底して利用できないと、タクシーチケットや公用車は徹底して利用できないというふうに指摘されていたと思うのですが、利用できるようになった背景は何だったのでしょうか。

○富田裕樹証人 すみません、おっしゃっている背景と理由がちょっとよく理解ができません。というのは。

○前田敏委員長 私から申し上げます。政務、公務以外でタクシーチケット等を利用できないということを我々委員会としては確認をしております。それが、富田市長がタクシーを、先ほどのような東大阪等に利用されるということになった背景についてお聞きをしているところでございます。タクシーは使えないということを基本的に申し上げた質問だと思いますが。

○富田裕樹証人 今回のことを受けて本庁でも少し調べさせていただきましたが、もともと公用車の代わりにタクシーを利用するようになったのは、前政権から始まったという確認をしております。そのタクシーチケットを利用するという部分に関しては、私は、率先するというよりは、何度も申し述べますが、公用車を使用するよりもタクシーチケットを利用したほうがまず公費負担が軽いということ、それともう一つは、職員の時間を大幅に軽減させて、職員の負担を軽減させること、この2つを目的にタクシーチケットを利用することを可としてきたわけですが、今回の件に関しても、もう一つの自宅に帰るのであれば、公用車よりもタクシーチケットを利用するほうが公費負担が軽くなるということ、それともう一つは、職員への負担がなくなるということで、その職員の勧めもあって使用したという経緯でございます。

○守屋大道委員 調査によりますと、政務から公務、公務から政務、そして出産時に病院等への診察など、私的利用についても利用できないと指摘されていますね。

○富田裕樹証人 具体的に誰から指摘されているのかを求めます。

○守屋大道委員 もちろん市の職員からの調査です。

○富田裕樹証人 そのような指摘は一切受けておりません。事実と異なります。

○守屋大道委員 受けていないということですね。

一例をちょっと挙げさせていただきますが、御自身のSNSでアップしておりますが、6月26日金曜日の朝、石橋阪大前駅東口で、6月議会でも問題となりました、この「TOMITA EXPRESS」という御自身の機関紙を池田市長のたすきをかけて配布をしておられます。当時所属していた政党の党員の募集記事もございます。これは政務活動ですね。

○富田裕樹証人 当時、公務としてそこに、駅頭に立った記憶がございます。そのときに、誤って政務であるチラシを手にしたというふうに記憶しております。

○守屋大道委員 誤ってということは、やはり政務活動の一環だというふうに認識をしたいと思います。その後、公用車で大阪空港に行かれまして、内閣府に行くために8時30分の飛行機に乗っておられます。9時40分に羽田空港に着いていらっしゃいますが、これは公務かと思いますが、認識はどうでしょうか。

○富田裕樹証人 何度も申し上げますが、先ほど、公務として駅に向かって啓発したものを、誤って政務のチラシを手にしたと認識しております。その後、東京出張にそのまま向かったというふうに記憶をしております。

○守屋大道委員 誤った認識かも知れませんが、政務と公務の間で公用車を利用していた事実があるということは認められますね。

○富田裕樹証人 あくまで前日から公務として駅頭立ちをするという形で職員とも話し合っていましたので、それは認めません。

○守屋大道委員 では、6月26日金曜日なのですが、その後、羽田空港からタクシーチケットを利用し、永田町まで6,820円で利用されています。職員旅費条例第3条では、最も経済的な経路又は方法により計算した額を支給することになっています。この場合、モノレールや地下鉄、JRを利用すれば1千円もかかりません。なぜタクシーチケットを利用されたのか、お答えをお願いします。

○富田裕樹証人 これは出張の際の移動に係ることに関しては、これまでも職員にも相談はさせていただきましたが、私は、移動中、公用車の中でも公務上必要な電話をかけたり、公務上必要なメールを行ったりもします。そうしたこともあって、また、書類を読んだり書いたり、パソコン打ったり等も行っています。公用車の代わりの公務に該当するものとして使用をしていたという認識でございます。

○守屋大道委員 では、職員旅費条例に関しましては、御自身の判断の中でタクシーチケットを利用し、移動をされておったという認識でよろしいでしょうか。

○富田裕樹証人 公務上、必要だと考え、使用しておりました。

○守屋大道委員 ちょっと質問を替えまして、提出されました7月から10月までの公用車の運行記録では、公務がないのに市内に随行なしで出かけております。その数は調べるところによると31回、合計で30時間35分のものでございますが、また、10月1日、7日には1日4回も出かけています。こういった内容で出かけていらっしゃるのか、お答え願います。

○富田裕樹証人 明確な記憶がございません。分かりません。

○守屋大道委員 では、また話を替えますが、公務でないのに東大阪までタクシーチケットを利用されたことはありますでしょうか。

○富田裕樹証人 何度も申し上げておりますが、もう一つの公務が終わってからの、もう一つの自宅に帰るという意味においてタクシーチケットを利用したということでございます。

○守屋大道委員 公務のない日曜日に複数回タクシーチケットを利用して池田の自宅から池田市役所まで、そして池田市役所から東大阪に行っておりました。これは、池田市役所に寄る理由は何かあったのでしょうか。これは8月2日、9月6日、9月13日が調査で分かってきております。

○富田裕樹証人 土曜日、日曜日におきましても庁舎に出てきて公務を行ってまいってきましたので、恐らくそのことを示しているのではないかなというふうに考えます。

○守屋大道委員 では、また話を替えます。宿泊される日は、公用車で夕方頃に退庁した後、タクシーチケットで再び午後9時頃に登庁することが多いと先ほども証言がありました。その日の深夜、早朝には公務がございませんが、その必要性はあったのでしょうか。あと、宿泊をされたとされる17日間で、8日間でタクシーチケットで登庁されていらっしゃると思います。お答え願います。

○富田裕樹証人 少し質問の内容が、もう一度質問お願いいたします。

○守屋大道委員 宿泊される日は、一度公用車で退庁されていらっしゃると思います。その後、タクシーチケットで再び午後9時頃に登庁されてまして宿泊をされています。その日の夜とか次の朝、早朝とかには公務という予定は入っておりませんが、そのような

必要はあったのでしょうか。

○富田裕樹証人 それは具体的にどの日を示しているのかはちょっと推測が及びませんが、そのような日もあった可能性はあります。それも全て職員の負担、それは全て当時の秘書の者と話し合い、戻ってきてから公務があるから公用車を使うか使わないかの判断を、いつも相談はさせてもらっていたということでございます。

また、次の日の仕事があるない、公務があるないにかかわらず、何度も申し述べるように、公務というのは、市長が抱えている必要な仕事と判断した場合は全て公務ですので、委員が指摘するようないわゆる行事的な公務というのは関係がないというふうに指摘できます。

○守屋大道委員 では、先ほど具体的なということでおっしゃっておられましたので、17泊中8日間はタクシーチケットで再登庁されております。その日付は、9月14日、16日、19日、26日、28日、10月5日、10月11日、12日と8日間がそのような日になっております。

すみません、質問を続けさせてもらいますが、サウナを利用した日の算定、そしてタクシー利用の日程の算定について、その根拠について何に基づき誰が指示をされて算定されたのか、お答え願います。

○前田敏委員長 返金に関わるものだと思います。

○富田裕樹証人 それは、私が当時、岡田副市長にお願いをしました。岡田副市長がどのように算定をしたかは、私は存じ上げておりません。

○守屋大道委員 当初、10月23日の記者会見などでは、サウナは9月中旬に搬入し、10月中旬に搬出と説明しておりまして、3日に1回程度サウナに入っていたということが、それが7月12日に搬入、10月21日に搬出というふうに説明が異なっておりまして。ということは、サウナ代金の算出根拠が異なっているのではないかと思います。全て岡田副市長のほうに算出を依頼しているわけでしょうか。

○富田裕樹証人 質問の趣旨が少し分かりづらいのですが、9月から10月にかけての、宿泊ですか、そこは当時のスケジュール等を見直しながら、公用車の使用等も含めて、

恐らくここが該当するだろうというところを提出した限りでございます。

また、計算の方法に関しても、全て岡田副市長に一任をしておりました。

○守屋大道委員 当時、市長は、自分で算出をしてサウナ代金を返還するというようなことを言っていたかと思います。その結果、11月13日に実際に返金を指示されたのはなぜでしょうか。

○富田裕樹証人 自分で算出するというような答弁はしていないと記憶しております。

また、算出に関しては、一定サウナで使用した電気代に関しては返還をすることが、市民感情としても、私の政治家としての判断としてもふさわしいだろうということで、自主的に返還させていただいたということでございます。

○前田敏委員長 途中ですが、委員長から一つ。副市長も泊まれることを知らないのに、先ほどの返金の手続、日程を確認ということで指示されたということでございますが、つじつまが合いませんけれども、冒頭に宿泊されることを副市長は知らないという御発言をいただいておりますが、先ほどの発言と大きく違うのですけれども、その根拠についてお伺いできますか。

○富田裕樹証人 副市長が宿泊を知っている知っていないのとサウナの算出ができるできないというのは、全く関係性のないことだと思っております。というのは、当時、宿泊しただろうという日数を割り出して、大体おおむねサウナを使用した日も想定日数を割り出して、そこから日にちがある程度、想定された日、日数をもって代金の算出をお願いしましたので、それは今、委員がおっしゃった宿泊していることを、知っている知らないではなく事後にこちらのほうから岡田副市長には伝えておりますので、全く問題はないというふうに考えます。

○守屋大道委員 実際、サウナの代金の算出であるとかタクシーチケット代の返金作業に関しましては、御自身で返金処理をすべきであると思っておりますが、なぜ職員にさせたのか、その辺の理由をお聞かせください。

○富田裕樹証人 それは当時、マスコミへの対応で、私が1人で動けるような状況ではございませんでしたので、また、具体的な事務的なことに関しても、それは副市長

に多忙の中から一任したという流れでございます。

○守屋大道委員 では、岡田副市長のほうに多忙の中で任せたとのことですが、実際のところ、タクシーチケット代を返金された額が16万3,080円でございますが、こちらの調査のほうでは16万4,460円ということで、実際のチケット代金の金額とに差額1,380円が存在しております。この差額に関しましては、どのように処理していくのか、御見解をお願いいたします。

○富田裕樹証人 まず、その差額が出ているということ自体、今、その計算方法にミスが出たのか、なぜ差額が出たのかというのは、私は今初めて確認させていただきましたので、その内容も含めて、こちらでどのように対応させていただくかは検討させていただきたいというふうに思います。

○守屋大道委員 市の職員さんが公金の私的流用をした後、返金をした場合、返金だけで許されるのか、どのような制裁があるのか、お願いいたします。

○富田裕樹証人 一定、社会的に制裁を受けているという点で一つの、一定の対応がなされたものというふうに考えます。

○守屋大道委員 すみません、市の職員が公金の私的流用をした際、どのような制裁があるのか、返金だけで許されるのかという質問です。

○富田裕樹証人 それは、地方自治法における職員の規定がどのようになっているのかというのをちょっと調べないと明確には答えることはできません。

○守屋大道委員 そうですね。では、今回は富田市長自らのことですが、あなた自身がこのような私的流用したとして返金をされていらっしゃるんですが、このような場合、御自身で不利益な処分を科すことを考えていらっしゃるのかどうか、お考えをお願いいたします。

○富田裕樹証人 まず、先ほど委員が私的流用と言いましたが、私は私的流用をしたというようなことは一言も申し述べておりません。一部、報道のほうで私的流用なる報道がされましたが、私は私的流用というようなことは一言もこれまでは述べていません。

あと、不利益の処分というのは、具体的にどのようなことを示すのかを述べていた
だかないと分かりません。

○守屋大道委員 不利益の処分というのは、それこそ富田市長が考えることかと思
います。

あと、万人の市民が納得するというような表現をよくされていらっしゃいますが、
このような場合、万人の市民が納得するような処分はどんなものがあるのか、お答え
いただけますでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、タクシーチケットの利用ですが、タクシーチケットの利用だ
けがフォーカスされて、本来公用車で法的にも問題なく自宅に帰るものを、職員への
負担、公金への負担を軽減するために利用したものであって、私的流用や私的利用で
はないということです。よって、そうした処分というものは一定必要ではないという
ふうに考えております。

○前田敏委員長 よろしいですか。

続きまして、ほかに何かありますか。

○西垣智委員 記録の提出で求めた資料の一つにタクシー代金の領収書がありますが、
その領収書の明細に時々100円や200円の駐車料金が含まれています。それは自宅から
市役所までの送迎の際に発生していますが、市役所の駐車料金で間違いないですか。

○富田裕樹証人 それは、当時、秘書の者が全て判断して対応してきたものだと考え
ます。まず、タクシーチケット、公用車の代わりにタクシーを使う場合、公用車は本
来市役所の中に入って、駐車場に入って玄関先まで送り出すということをやっていま
す。公用車の代わりと同じようにタクシーを使う場合も、同じように駐車場に入って
送り出したり、迎えをする。その中に発生する駐車料金でございます。

ちなみに、その駐車料金が入ったとしても、時間外手当等で公用車を使うよりかは
はるかに割安になります。

○西垣智委員 そうしましたら、タクシーで登庁されているときは、駐車ゲートの中
まで入って、裏玄関まで入ってこられるという形でよろしいのですかね。

○富田裕樹証人 当時より職員にお願いしていたのは、本来公用車を使うべき当たり前のことを、職員の負担を考えてタクシーチケットを利用することをいいよというふうに職員にも言っていました。よって、職員のほうから、これだけ朝早いのであれば職員に負担がかかるから、市長、タクシーを使ってくれということで、そのときに必ずお願いしていたのが、公用車の利用と変わりのない使用の仕方は理解をしてほしいという内容を伝えておりましたので、そのような流れになると思います。

○西垣智委員 ちょっと質問の角度を変えます。市長は、総務課より無料で駐車できる定期券を発行されていますね。

○富田裕樹証人 発行をされておりますが、使用はしておりません。

○西垣智委員 タクシーでの送迎の際に、それを利用されないのはどうしてですか。

○富田裕樹証人 ほぼ市長就任後、駐車券を渡された記憶を今言われて思い出しましたが、当時、市長就任後から、その駐車用チケットというのはどこに保管しているか分からないぐらいちょっと手元にございませんで、全くもってその存在というのを今、失念しておりました。

○西垣智委員 たとえ100円、200円でもちりも積もれば山となると思うのですが、そのような対処を考えたことはないのですか。

○富田裕樹証人 何度もお伝えしますが、そのような対応をもし秘書課より提案いただいていたらそのようにしていたと思いますが、ふだん公用車を使う代わりという形で、そこまで考えが及んでいなかったというのがありますが、今後、そのような使用の仕方も検討していきたいというふうに考えます。

○西垣智委員 総務課から駐車定期券は発行されているはずですが、市長自身はその定期券を常時お持ちではないということですね。

○富田裕樹証人 先ほど申し述べたとおり、市長就任後、渡されたことは覚えておりますが、手元には置いていませんし、どこに置いていたかが分からないような状態でございます。使用したことはほとんどなかったというふうに記憶をしております。

○西垣智委員 そうしましたら、今の市長の発言によりますと、定期券は所持をして

いるが、どこにあるか分からないというふうな形でよろしいのですかね。

○富田裕樹証人 そうですね。どこかの机かどこかの引き出しに置いていたようには記憶はしております。

○藤原美知子副委員長 すみません、先ほどの随行の問題に絡んで1点質問させていただきたいと思います。本来、随行というのは、市長は1人しかおりませんから、市長を守るという立場から、それから同じ公務内容を共有できるもう一人の人がいるという、こういった観点があるというふうに思うのですね。職員のために随行を外しているとおっしゃっていますが、そうなってしまうと、市長が私的に何かされても分からないということになるので、この問題はきちんと考える必要があるのではないかと思います。随行についてどのようにお考えですか。

○富田裕樹証人 委員はそのようにおっしゃいますが、私が市長に就任してから、秘書の随行や秘書の対応状況というのは、私が知る限りはもっとうざさんなものだったのを改善してきました。まず、一つは、市長への来客の際に、本来おっしゃるように市長を守る立場、市長と例えば来客がどのような話をするのかという共有も含めて、必ず来客の場合には秘書並びに職員を張りつけなくてはいけない状況も、これまでの慣習では全くございませんでした。しかし、私が市長着任後、必ず随行するようにと指示して本来の形に戻していった経緯もございますし、また、私の市長就任後のほうが、いわゆる随行に関してはしっかりやるようにという形で職員にも指示をしておりました。

ただ一方で、土日、本当に僅か30分だけの挨拶とかという公務もあります。例えば僅か1日30分程度の、往復公用車で行く程度の公務なのに職員が休みを削って出てくるのはそれは大変だろうということで、そこは職員のことをしっかり計らってきたという経緯がございます。

○藤原美知子副委員長 30分程度のことを聞いているのではなくて、東京とか地方に出張されるようなときにつけないというのは何か問題があるのではないかとということ、それから、前の市長はもう全く随行をつけていなかったというお話でしたけれど

も、私、副議長の経験がありまして、いろんな場所に訪問する際、必ず市長に随行者がついていたことを覚えておりますが、その点はどうお考えですか。誰に全くなかったことを聞かれたのですか。

○富田裕樹証人 まず、土日等に随行が全くついていないなんていうことは先ほど言っておりません。まず言ったのは、秘書課内の公室内の来客等に関して、市長と直接あらゆる団体さんが話しをするときに、随行がない、横に誰もいないということがこれまで慣習としてあったので、それを改善したということでございます。

また、東京の出張に関しても、それは時と場合によります。明らかにこれは職員がわざわざ行かなくてもそれは済むだろうと、随行が直接行くことは、より経費負担にも職員負担にもなるという場合は、それはケース・バイ・ケースによっていたしております。ただ、原則、随行をつけるというのはもちろん行っております。

○前田敏委員長 随行の問題、あるいは私的な問題含めていろいろ委員から出されておりますけれども、1点だけ、タクシーで早朝、登庁される際には必ず裏玄関にタクシーをつけておられるということを確認させていただきますが、それでよろしいですか。分かりますか。

○富田裕樹証人 もう一度、お願いします。

○前田敏委員長 早朝にタクシーを利用されて市役所に登庁されるときには、必ず駐車場に入って裏玄関で降りられておりますか。

○富田裕樹証人 はい、そのとおりでございます。

○前田敏委員長 それでは、タクシーをおきまして、夏休みの関係について確認をさせていただきます。

まず、委員長のほうから、池田市で初めて新型コロナウイルスのクラスターが発生をしまして、2名の方が残念ながらお亡くなりになっております。そうしたことで、まず1点、その夏休みを返上して池田市に戻ってこられなかった理由を端的にお聞かせをいただきたいと思っております。

○富田裕樹証人 当時、私は視察兼休暇という形を取っておりましたが、まず、池田

市を離れる前提として、市の業務並びに対策本部長としての業務をしっかりと遠隔でも行えるような体制を整えて池田市を離れておりました。

○前田敏委員長 分かりました。

では、10月の総務委員会で、九州の離島から二、三時間で帰ってくるという体制を整えていたと答弁がございました。夜中であっても帰ってこられる体制を取っておられたのでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、視察兼休暇を取るときに、副市長並びに当時の秘書の者にも、2時間から3時間程度かけたら緊急時の場合は戻ってくるようにしているからというふうに申し述べておりましたが、もちろん今、全国に空港があったり新幹線等が整備されている中で、もし何か問題が生じた場合は速やかに戻る準備を整えていたということでございます。

○前田敏委員長 具体的に、例えば二、三時間の体制というのは、富田証人が思われる中身はどんなもののでしょうか。

○富田裕樹証人 もちろん離島であれば飛行機という形になると思いますが、そういう意味では飛行機の時間帯がうまく合致すればという形にはなりますが、おおむね飛行機であれば伊丹空港まで1時間ちょっとで戻れますので、そうした距離的な部分に関しては、何か緊急時はすぐに戻ってこれるというふうに体制を整えていたということです。また、……。

○前田敏委員長 結構でございます。

10月の総務委員会で、家族を連れて田舎に帰省したと答弁をされております。この家族とどのような交通手段で帰省されましたでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、最後までお話をちょっと聞いていただけたらと思います。

○前田敏委員長 いえ、もう交通手段だけで結構です。

○富田裕樹証人 まず、私がこれまで視察兼休暇を。

○前田敏委員長 富田証人、結構でございます。この移動を、田舎に帰省をされたというふうに答弁をされておりますので、前置きは結構でございますので、どの交通手

段で帰省をされたのですかということをお答えください。

○富田裕樹証人 どの交通手段でも移動はしておりません。

○前田敏委員長 えっ。

○富田裕樹証人 なので、前段として御説明させていただきます。

○前田敏委員長 では、結構です。

では、帰省はされていないということによろしいのですか。

○富田裕樹証人 予定が変更になって、淡路島には帰っていません。

○前田敏委員長 分かりました、いや、もう結構でございます。そうしましたら、分かりました。

ということで、そうしましたら、これは大変、9月の議会の答弁でもですね、質問された議員が、市長に答弁を求めたときに、副市長に答弁をさせました。その内容は田舎に帰省していたということでございますけれども、それも副市長に虚偽の答弁をさせたということによろしいでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、経緯を述べさせてください。

○前田敏委員長 経緯は結構でございます。しっかりそこだけお答えください。

○富田裕樹証人 私は答える権利があるはずだと思います。

○前田敏委員長 いえ、富田証人、百条委員会につき……。

(発言する者あり)

○前田敏委員長 傍聴の方も静かにお願いいたします。

○富田裕樹証人 まず、そこに。

○前田敏委員長 では、分かりました、結構でございます。先ほど、もう分かりました。帰省はされていないということで確認をさせていただきます。

○富田裕樹証人 まず、そこに至る経緯を説明させてください。

○前田敏委員長 いえ、経緯は結構でございます。

○富田裕樹証人 経緯と事実関係の説明をさせてください。

○前田敏委員長 いえいえ、余談はもう結構でございます。質問にお答えいただけれ

ば結構でございますので。

では、西垣委員からお願いします。

○西垣智委員 今の話で行きますと、淡路島には行っていないということでもいいですね。行っていないか行ったかでお答えください。

○富田裕樹証人 経緯を説明させてください。

○前田敏委員長 いや、経緯は結構でございます。

○富田裕樹証人 予定が変更になりました。

○西垣智委員 行っていないと判断します。家族とも墓参りに行っていないということによろしいですね。

○富田裕樹証人 予定が変更になりました。まず経緯を説明させてください。

○前田敏委員長 結構です。

○西垣智委員 次に、提出された資料に基づいて質問します。先ほど委員長のほうから主尋問がありましたが、九州方面について詳細を聞かせていただきます。

10月の決算委員会の市長答弁で、どのようなことがあったとしても、約2時間から3時間で帰省できるような体制にするという答弁がありました。8月8日の壱岐、8月9日、10日の対馬、8月11日の鹿児島、8月12日、13日の屋久島、8月14日、15日の種子島、それぞれ、先ほど飛行機であれば3時間で帰ってくるというふうなことを発言しておられましたが、バイクで行っておられますよね。再度詳しく3時間で帰ってくる手段を説明いただけますか。

○富田裕樹証人 バイクで行っておりますが、どのような場所でも、バイクを乗り捨ててでも帰るということを自身で考え、準備を整えておりました。

○西垣智委員 そうしましたら、15日でしたっけ、帰阪するフェリーも乗船していただけますけれども、そのフェリーに乗船して3時間以内に池田市に戻ってくる手段を教えてくださいいただけますか。

○富田裕樹証人 何を論点にされたいのかちょっと不明確ですが、まず重要なことは、どこにいたとしても、遠隔でコロナ対策本部長として適切な対応ができることが重要

でございます。そうした面では、フェリー下であってもそれは適切に対応できたものと認識しております。

○西垣智委員 あなたは、10月の決算委員会の答弁で、どのようなことがあったとしても3時間で帰省できるような体制にするという答弁をしているのです。それにもかかわらず、クラスターが発生して亡くなられた方もおられた中で、帰阪もフェリーを利用されたということは、全く3時間で帰阪する気持ちがなかったということですね。

○富田裕樹証人 何度も申し述べますが、コロナ対策本部長として適切な対応を行っておりました。十分に対応できたと思っております。今おっしゃっているフェリーを乗っていることによる論点、帰れないから間違っているという論点は、その本来の趣旨と異なる指摘だというふうに思います。

○西垣智委員 質問を替えます。次に、JAXAの視察、今回市長が夏休みと視察を兼ねてというふうに先ほど発言されました。その中で、昨年10月の総務委員会の答弁で、非認知スキルや宇宙教育を池田市に取り入れたいとのことで、その情報収集や施設をどうしても自分の目で見たいと発言されていますが、種子島のJAXAのどのような施設を御覧になったのですか。

○富田裕樹証人 おおむねJAXA内のミュージアムの中から、またほかの研究施設のところも全て自身で回って見物、視察したという流れでございます。

○西垣智委員 宇宙科学技術館や施設案内ツアーは行かれましたか。

○富田裕樹証人 今おっしゃっている内容がそれに該当するのかは明確には分かりませんが、先ほど申し述べたように、JAXAがおおむね一般来客用としている施設や、また研究施設等も自身で回ったことを記憶しております。

○西垣智委員 今、私が言いました宇宙科学技術館や施設案内ツアーは、事前予約制になっていますが、予約はされましたか。

○富田裕樹証人 当時、自身で行って受付をして入ったのは覚えていますが、先ほど申し述べたように、宇宙科学技術館の何とかツアーですか、そうしたものが何に該当するのか、私はよく分かりません。

○西垣智委員 質問を替えます。JAXA宇宙教育センターにどうしても行きたいと10月の総務委員会の答弁で発言しておられましたが、教育センターにも行かれたのですね。

○富田裕樹証人 教育センターにつきましては、その現場で教育センターに行ったのではなくて、教育センターの情報をそのJAXAのほうで知り、収集したという流れでございます。

○西垣智委員 JAXA宇宙教育センターは神奈川県相模原市に所在するのですが、そちら、種子島のJAXAでそういう情報が得られたわけですか。

○富田裕樹証人 そのJAXAの訪問等によって知り得た貴重な情報でございます。

○西垣智委員 質問を替えます。今までの調査での情報についてお聞きします。今までの調査で、連絡等はグループLINEで行っているとのことですが、10月の決算委員会の市長答弁では、万が一があった場合は、それは言ってくれ、ただ、遠隔でもちゃんと適宜体制が取れるようにという形でしっかりと副市長と話し合っていたと答弁していますが、実際には副市長が緊急で連絡を取りたくても取れない状態であったと話を聞いています。この状況の説明をしていただけますか。

○富田裕樹証人 事実と異なります。まず、両副市長とは、特に私が池田を離れるときは常に連絡をホットラインで取れるようにはしておりますので、今おっしゃった事実は異なります。

○西垣智委員 話し合っていたということによろしいのですね。

○富田裕樹証人 何度も申し述べますが、私が池田市を離れる場合は、特に両副市長においては、何か問題ないしは課題が出たときは速やかに連絡が取れるようにと必ず申し述べて池田市を離れておりますので、速やかな連絡が取れる体制ではございました。

○西垣智委員 実際に副市長は、緊急で連絡を取りたくても取れない状況であったという話をされているのですよ。

○富田裕樹証人 事実と異なります。

○西垣智委員 話を替えます。質問を替えます。この休暇中、バイクで移動する距離も相当あったと想像しますが、お体、ヘルニアには影響はなかったのですか。

○富田裕樹証人 それはよく言われるのですけれども、私が腰を痛めて一番しんどい態勢は、くの字の車に乗るような姿勢が一番腰を痛めるというのがこれまでです。座椅子が高くて、今もこの座布団3枚ほど重ねて座っていますが、座椅子が高いことよっての腰の負担というのは比較的楽であるという流れから、バイクに関してまたがったりする部分に関しては、腰に関しては楽に乗れるということでございます。

○西垣智委員 また、公務中もサウナに入らないといけないほどの状況であったのに、この1週間の宿泊施設はどこもサウナを設置していないと認識していますが、その後、体に影響はなかったのですかね。

○富田裕樹証人 その質問は、非常に少し捉まえ方が間違っただけだと思います。それは、体調というのは日々管理していますし、その日の必要な体調管理を、私はどんなに遠方に行ったとしても体を動かしていますので、もちろん視察兼休暇のときにも体調管理を行いながら行っておりましたので、そこは私の体によるものだというふうに思います。

○西垣智委員 最後ですけれども、結局、市長は物理的に3時間で帰阪できない場所にいたにもかかわらず、委員会では3時間で帰阪すると発言したり、淡路島に滞在していないのに滞在すると報告したり、家族で行っていない墓参りを家族で墓参りに行った等の虚偽答弁をしていたということですね。

以上、尋問を終わります。

○前田敏委員長 ほかの委員、何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○富田裕樹証人 私から経緯を述べたりすることは権利としてあると思うのですけれども。

○前田敏委員長 それでは、私のほうから質問を確認をさせていただきます。るる端にお答えをいただくということで要請をいたしておりますが、午後からの関係もあ

りますので、若干質問をさせていただきます。

まず、職場におけるパワーハラスメントの防止の対策ということについて、優越的な関係に基づいて行為者に対して抵抗あるいは拒絶ができないこと、あるいは業務の適正な範囲を超えているものにして、業務上の必要がなくその対応が相当でないもの、あるいは身体的もしくは精神的な苦痛を与えることや、就業環境を害することで精神的な圧力、能力発揮に悪影響を生じるなどの懸念と、この防止対策においてはされておりますが、まず、富田市長は、このパワーハラスメントの内容について理解がありますか。

○富田裕樹証人 まず、パワーハラスメントにおきましては、厚生労働省が定義する3つの定義にそれぞれが該当するものがパワーハラスメントだというふうに認識をしております。

○前田敏委員長 実際に今回の、冒頭にも申し上げましたけれども、百条委員会を進めていくに当たりまして、職員の皆さんにこのパワハラに関するアンケート調査の協力をお願いをいたしました。796名の職員の皆様に配布をいたしまして、745名からの回収を得ております。回収率は93.6%でございます。そのうち回答者の約16%、119名の職員の皆さんからパワーハラスメントを受けた、見た、聞いたと回答されております。この数字は、富田市長がよく言葉にされる根拠の不明確な多くの方々の話ということではなくて、職員の声であります。

さらに、この中で申し上げますと、表に出て証言をしてもいいという職員が多数おられます。ただ、本日の冒頭にも申し上げましたように、秘密会という形で配慮をさせていただいた形でございます。そういった意味では、本当に多くの皆さんに今回の百条委員会の中でのパワーハラスメントの証人喚問等に御協力をいただいております。

まず、この数字の内容といたしますか、数字と内容について、市政運営あるいは職員の職務意欲に対する影響、大変大きなものがあるというふうに考えておりますけれども、市長は、今回のこういった一連のアンケートを含めてどのように考えておられる

のか、お伺いしておきたいと思います。

○富田裕樹証人 補助人の意見を求めます。

○前田敏委員長 どうぞ、富田証人、お考えをいただければ結構です。

○富田裕樹証人 まず、庁内におけるパワーハラスメントの前段として、多くの職員はほとんど真面目に一生懸命お仕事をしております。一方で、皆さんマスコミ等でも御存じのとおり、例えば事実でないホームレス市長ということをマスコミに伝えたり、並びに職務権限を越えて動画を取ったりしてマスコミに流すような職員がいるというのも実際にあるということは御理解いただいていると思います。そうした面で、今回、百条委員会の秘密会で話された内容が必ずしも確実性のあるものなのかというのは、やはり一部信用し難い部分もあると考えています。

そこで、パワーハラスメントの件に関しては、具体的にいつ誰がどこでどのようなことをしたのかということを実際に言っていただけないことには答えられないというのが一つ。また、もう一つ、厚生労働省が定義するパワーハラスメントという事実があったということはありません。

一方で、職員に職務上、必要な指導はしたことはもちろんあります。

○前田敏委員長 百条委員会というのは、冒頭に宣誓をいただきまして、虚偽はできない、あるいは明確にお答えいただくという中身でございますので、それぞれのアンケート、そして尋問等にも出席をいただいた皆様からきちっとお答えいただいたことが事実だというふうに認識をいたしておりますので、取りあえず時間的には証人尋問の時間を4時間程度としております。先ほど冒頭お聞きしましたパワーハラスメントの具体的な問題提起につきましては、午後から再開をさせていただいて、しっかりと御答弁をいただきたいと思いますので、暫時休憩をさせていただきたいと思います。

(午前11時47分休憩)

(午後1時00分再開)

○前田敏委員長 再開いたします。

まず、冒頭に、委員外議員の皆さん、並びに傍聴者の皆様には、くれぐれも不規則

発言を控えていただきますようお願いをさせていただきます。よろしく御協力お願いいたします。

それでは、荒木委員からお願いいたします。

○荒木眞澄委員 それでは、引き続きまして、職員等に対するパワハラについてお伺いをさせていただきたいと思えます。

あくまでこれまでの百条委員会の調査並びに職員の皆様からのアンケートの御協力によるものを前提としてお伺いをさせていただきたいと思えます。

まず初めに、あなたは職員に対して繰り返し繰り返し何度も同じ内容の業務指示を、それが実現するまで与えていたという証言が多くありましたが、事実でしょうか。

○富田裕樹証人 まず、これまで職員に対して適切に指導してきたことはもちろんあります。その中で、指摘ないしは指示しても業務が一向に進まない、ないしは失念している等があった場合は、繰り返し業務を指示したことはもちろんあります。

○荒木眞澄委員 次は、書類を持参して報告に来た職員に対して、大声で叱責し、その書類を職員の目の前で破り捨てたことはありますか。

○富田裕樹証人 そのような事実はございません。

○荒木眞澄委員 次です。会議の席上で、職員から納得できない説明であったため、書類を投げつけたことはありますか。

○富田裕樹証人 そのような事実はありません。まずもって、今回、この調査に係る多くの職員が無記名でアンケートへの回答を行いました。まずこの無記名で行われたアンケートそのものに対して不確実性が高いと指摘できます。また、もう一方で。

○前田敏委員長 富田証人、百条委員会のアンケートへの見解は結構でございます。

荒木委員、続けてください。

○荒木眞澄委員 それでは、続きまして、あなたは納得できない業務上の進言をした職員を配置替えしたことはありますか。

○富田裕樹証人 業務上、進言した内容でそごが出て異動させたというようなことはございません。

○荒木眞澄委員 あなたは、職員に対してパワーハラの行為や大声での叱責、心ないと思う発言をしたことはありますか。

○富田裕樹証人 先ほど午前中の委員会でも述べましたが、厚生労働省が定義するパワーハラスメントというような事実はございません。

一方で、職員に対して業務上、職務上、必要な指導を行ったことはもちろんありません。

○荒木眞澄委員 続きまして、あなたが市長に就任してから、あなたは市長に対して進言してくる職員にすぐに懲戒処分や異動を命じているようですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 全く事実ではございません。

○荒木眞澄委員 あなたが市長に就任してから約1年弱の間に、秘書課長が3人も人事異動になっております。このような短期間での異動はあり得ないことと考えられますが、全てあなたからの指示のようですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 まず1人目の秘書課長の異動に関しては、前回、前政権の特別職である両副市長から指示ないしは推薦をもらってそのようにしました。

2人目の秘書課長に関しては、今回、非常に大変コロナ禍の中で健康増進課というのが非常に今後の肝になるということで、非常に力もあるということでコロナ体制を強化するために異動はさせましたが、決してパワーハラスメントや、そうした厚生労働省が定義するような、そうしたことは一切ございません。

○荒木眞澄委員 再度確認をさせていただきますけれども、1人目の秘書課長が異動ということは、前副市長からの進言ということでしょうか。

○富田裕樹証人 一番最初に市長に就任した際、前回、前政権の副市長たちがまだ市政に残っている状況でしたが、その副市長から市長が替われば秘書課長というのが替わるのがこれまでの慣習ですと。よって、推薦する人を御紹介しますというふうに御紹介いただいて、一番最初の秘書課長は替わったという経緯でございます。

もう一度言いますが、次に、秘書課長が替わったのは、コロナ禍に入って健康増進課というのが大変重要になってくる、その中で優秀な人材をそこに配置させていただ

いたということでございます。決してパワーハラスメント等ではございません。

○荒木眞澄委員 では、異動を命じる際、その方々にきちんと丁寧な説明はされましたでしょうか。

○富田裕樹証人 市長が人事異動を行う際に、全ての職員に一人一人お声がけできたら、それは理想ですが、私はおおむねそういった人事異動に関しても、特別職の両副市長にお任せしておりますので、直接、私がお声がけをするということは、わざわざ人事異動の際にするということはありません。

ただ、市長という立場で職員とお話するような機会があったときには、もちろんお声がけするようなことは時と場合によってはあります。

○荒木眞澄委員 それでは、再度確認いたしますけれども、秘書課長が替わられた、この方々には特別職、例えば副市長のほうからその説明をしていただいたということによろしいですか。

○富田裕樹証人 どのような説明があったのかは私は存じ上げません。

○荒木眞澄委員 それでは、質問を替えさせていただきます。

昨年の5月、ゴールデンウィークのときに元平副市長が腰痛で休んでおられました。あなたはその元平副市長が休み明けに挨拶をされたにもかかわらず、あなたは元平副市長に対して、なぜ挨拶をしないのか、どれだけ、僕と岡田副市長が負担しているのに、周りに配慮がないのはなぜか、もうあなたは無理ですと言われてたそうですけれども、事実ですか。

○富田裕樹証人 何度も申し上げますが、私が職員に対して指導する際は、そうしたささいなことや、また、ミス等で指導したことはございません。私が指導する際には、まず公務員としての考え方、仕事への姿勢、取組方、本人の成長、そうしたことが指導上必要だと思ったときに述べていることとございまして、副市長に対しても、そのような副市長としての成長や考え方、姿勢、責任感、そうしたものを本人に習得してほしいということで指導した覚えはあります。

○荒木眞澄委員 再度確認いたしますけれども、先ほど私が申し上げましたような発

言をされたのか、されていないのか、お答えください。

○富田裕樹証人 そのような発言をしたかどうかは明確な記憶がございませんが、先ほど申し述べたとおり副市長としての姿勢や責任、考え方に課題があったときは指導を行いました。

○荒木眞澄委員 この件につきましては、元平副市長お一人ではなく、3階中に響き渡るような声で叱責をされ、辞職を求めたそうですけれども、これでもまだ覚えておられませんか。

○富田裕樹証人 その聞き取りに間違いがございます。まず、私がそのような場で辞職を求めるようなことはありません。

○荒木眞澄委員 分かりました。さらに、また、その元平副市長が出勤されてきたときに、また出勤してきたのか、いつになったら辞めるのかと何回も言われたそうですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 全く事実ではございません。そのようなことは述べておりませんし、そのようなことを言うようなことは市長としてしたことはございません。

○荒木眞澄委員 述べていない。分かりました。質問を替えさせていただきます。

当委員会の調査によりますと、あなたはある部長に対して、気に食わないからといって懲戒処分できないかと両副市長におっしゃったとのことですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 何度も申し述べておりますが、公務員である部長が、部長という立場でその市民への考え方、全体の奉仕者としての姿勢や考え方に問題があったときは指導を行ってきたことはございます。

一方で、そうした部長を解職やないしは懲戒処分することを目的にしているのではなくて、当初、市長就任時、いわゆる部長職、課長職の異動が法律上、こういった形で規定上できるのかどうか、それを尋ねたことはありますが、異動をさそうなんていうことはしておりません。

○荒木眞澄委員 再度確認ですけれども、そのようなことを両副市長に相談も何もされていないということでもよろしいですね。

○富田裕樹証人 そのような指示等はしておりません。

○荒木眞澄委員 このような、あなたが市長という立場、権力を利用して自身の考えに異を唱える職員に対し、人事異動や解雇というパワハラ的行為でもって業務を遂行しようとしているという証言が多くありました。これは事実ですか。

○富田裕樹証人 全く事実ではございません。

○荒木眞澄委員 質問を替えます。

百条委員会設置の後、特別職を監督する人が必要だと言われましたか。

○富田裕樹証人 特別職並びに私自身、また市政全体の慣習、助言、アドバイザーとして、顧問が必要だという認識は着任当初からあり、現在、見てのとおり、大阪府からは技術顧問、そして、前々市長を招いての市政顧問、2人の顧問を招かせていただきました、その中で私並びに……。

○前田敏委員長 富田証人、申し訳ございません、されたかどうかで結構でございますので。

○富田裕樹証人 特別職に関してはそのような助言を求めることをしております。

○荒木眞澄委員 質問を替えさせていただきます。もう少し具体例で申し上げさせていただきます。

本庁舎の1階ロビーの椅子の配置を真っすぐにせよとの指示をされましたか。

○富田裕樹証人 まず、1階庁舎ですけれども、私も議員時代、市民の立場で見たときに、中の清掃、ポスターの配置、そうした整理整頓が行き届いていないところがたくさんお見受けできましたので、市長という立場でこうした庁内の1階の市民の皆様が来るところの整理を指示した中で、そのような指示をしたことはございます。

○荒木眞澄委員 職員からは、設計者から斜めにする理由を伝えられているので直せないと断られたと思いますが、職員の方からの説明を聞かれましたか。

○富田裕樹証人 それはできないことではございません。まず……。

○前田敏委員長 富田証人、恐縮ですが、何度も申し上げます。お話し中、恐縮ですが、具体的にイエスかノーか明確に端的にお答えいただきたいと思います。ですから、

職員から説明を受けられましたかどうかということですから、あればあったと、なければなかったと。結構でございますので、お願いいたします。

○富田裕樹証人 副市長からは確認をしました。簡単には説明を受けた記憶がございます。

○荒木眞澄委員 分かりました。それでも、どうしても変えろと命令されたと聞いていますけれども、これは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 適正にレイアウトを変えることによって、市民サービスを向上するために指示した記憶はございます。

○荒木眞澄委員 分かりました。質問を替えさせていただきます。

職員からの証言では、市長からのメモにより、スポーツ団体に対する施策の取組に係る指示があり、その件に関して副市長を通じて、担当職員から意見具申したところ、それに同意して、その当該団体に連絡するよう指示がありました。しかし、その指示どおりに行ったにもかかわらず、その件について、当該団体から疑義照会があった際には担当者にも確認もせずに安易にその担当職員に謝罪を要求、強要したのは事実ですか。

○富田裕樹証人 まず、恐らくですが、私のほうまで恐らくその内容が上がっていない案件だと思います。全くそのような記憶がございません。

○荒木眞澄委員 すみません、再度確認ですけれども、今、私が申し上げた事例というものは理解していただきましたか。

○富田裕樹証人 全くどういった内容かが、全く理解ができません。

○荒木眞澄委員 分かりました。これは、あなた自身がなされたことであるので、それすら覚えておられないという認識でよろしいですか。

○富田裕樹証人 それでは、個別具体的にどういった団体がどういった内容、どういった形で詳しく説明お願いいたします。

○荒木眞澄委員 これはアンケートによるといいますか、職員の皆様からの証言によるものですので、守秘義務を守る意味でその詳細については割愛させていただきます。

では、次の質問に移ります。

職員からの証言では、部長が同席していない会議体の中で、結論や決定することができない職階にもかかわらず、意見を言わされるようなことがあり、そのことに対する発言で、あなたはその担当職員を退席させたとのことですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 まず、アンケートで行われている内容自体が確実性が高いとは言えないのを、無記名で行われていることを指摘します。

○前田敏委員長 結構でございます。富田証人、結構でございます。何度も申し上げますけれども、その関係をここで議論しておりませんので、委員から質問があったことについての的確にお答えいただきたいと思えます。

○富田裕樹証人 政策会議の中で副市長に無礼があったのを見て、それを正すために本人に席を、まずはどいてもらうように、退けるようお願いしたことはあります。

○荒木眞澄委員 私が申し上げた質問の内容をちょっと市長は理解されていないと思えますけれども、端的に申し上げますと、部長という、言わばその上司がいない中で、その結論をその職階のある部長より下の方ですね、その方にその答えを求めたということで、その方がそれは部長と確認しなければ答えを申し上げられませんと、そう言ったにもかかわらず、その発言だけであなたはその会議体から退席せよと命じたという事案があったために、確認の意味で質問させていただきました。

○富田裕樹証人 その事実が異なります。詳しい事実と異なっております。

○荒木眞澄委員 分かりました。では、もう質問を替えさせていただきます。

職員からの証言では、あなたが市長就任後、5月頃、当時、女性職員の2人を市長室に呼びつけ、書類を机に投げ捨て大声で叱責したとのこと。特にそれを言われた1人の女性職員はおびえ、二度と1人では市長室に決裁などに行けないほど恐怖を抱いたとのことですが、これは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 何度も申し上げますが、書類を投げ捨てるようなことはしておりません。また、厚生労働省に定義するパワーハラスメントは事実として一切ございません。

○荒木眞澄委員 すみません、では、再度確認ですけれども、そのように女性職員に

対して大声で叱責したことはないということによろしいですか。

○富田裕樹証人 何度も申し上げるように、公務員としての考え方、捉え方、姿勢、そうしたものが間違えた場合は指導を行ってまいりました。

○荒木眞澄委員 すみません、確認ですけれども、このパワーハラスメントの質問というものは、あくまでアンケート、または職員の方からの証言に基づいて行われているもので、そのように実際おびえたとか、そういうふうなことでパワハラを感じたという証言を基に質問させていただいておりますので、否定するということはあまりにもこの証言を、また、職員に対して失礼かと思いますが、ちょっとその辺の部分の認識を改めていただきたいと思います。

最後に質問ですけれども、報道関係者への記者会見のことで、証人と詰めていた職員が前市長と深い関係であるという理不尽な理由から、突然、あなたとはもうしゃべらないと言われ、業務の打合せができなくなったとの証言がありました。そして、その後、降格人事をされたとの証言がありましたが、事実でしょうか。

○富田裕樹証人 事実ではございません。降格等もしておりません。

○荒木眞澄委員 では、私は以上で結構です。

○前田敏委員長 では、次の委員よりお願いします。

○藤原美知子副委員長 質問者を交代します。

まず2020年、令和2年の1月8日の農業委員会の懇親会が始まる前の段階で、当時の担当課長がSNSの活用について、以前にInstagramは写真の掲載が有効で文章を載せるのは効果的でないという説明をされたと聞いておりますが、その説明を受けたことを覚えておられますか。

○富田裕樹証人 農業委員会で議論したかどうかは記憶が曖昧ですが。

○藤原美知子副委員長 農業委員会ではないです。

○富田裕樹証人 当時の広報担当課とInstagramの項目について議論した記憶はございます。

○藤原美知子副委員長 先に言っておきますけれども、これは農業委員会に行かれる

前の段階の話です。その段階で、一旦説明していたにもかかわらず、また同じことを指示されたので、その件は前回伝えて効果的ではありませんと言うと、おまえのその態度は何やと。こういう態度の職員はどうなっているのか、どう教育しているのか、民間やったら首やと激怒しどなられたと聞いていますが、間違いはないですか。

○富田裕樹証人 まず、それがいつどこで誰が具体的に言ったのか、もう一度説明をお願いします。

○藤原美知子副委員長 1月8日、言いましたよ。

○富田裕樹証人 まず、そのようなことを言った覚えはございません。決して言っておりません。

○藤原美知子副委員長 では、覚えていらっしゃらないということで確認をしておきたいと思います。

それで、その後、農業委員会の懇親会会場へその足で移動をされております。その移動中ですね、その課長に対し、先ほどのSNSの活用についてエレベーターホールで、他の職員の目の前で、あるいは市庁舎の駐車場を通る、この間中、罵声を浴びせたと聞いておりますが、事実ですか。

○富田裕樹証人 まず、公務に携わる者が、公務上、仕事を行わないということ自体が非常に大きな、その責務を全うしないことがまず大きな問題です。

○藤原美知子副委員長 事実だけ教えてください。

○富田裕樹証人 その中で、職員に対して仕事に対する考え方、姿勢、捉まえ方が間違っていたときに指導した覚えはございます。

○藤原美知子副委員長 もう一度言います。指導したかどなったかは置いておきます。その行く途中ですね、農業委員会の会場に行く途中、先ほど言いましたように、エレベーターホールで他の職員の目の前で、あるいは市庁舎の駐車場を通る間中、つまりここは一般職員も通り得る場所なのでですね。ですから、指導をするのにそういった人たちの前でどならないといけないのかどうか、自分が忘れていたことを棚に上げて、見せしめのようにどなり続けなければならなかったのか、この点について明らかにし

てください。

○富田裕樹証人 まず、見せしめのようにどなったことはございません。それと、当時、恐らくですが、それは岡田副市長が横にいたと思いますが、業務上、公人としての考え方、捉まえ方が間違っていたところに対して指導したことは覚えております。

○藤原美知子副委員長 その副市長の件はまた後で、副市長に確認をすることにいたしますが、その翌日ですね、朝、この方だと思うのですが、元平副市長に、課長を替えると言ったのは、自分の思いと違う意見を指摘するこの課長が気に入らずに、あなたの思いどおりにならないからですか。

○富田裕樹証人 まず、課長を替えるというようなことは言っておりません。人事異動はそんな簡単にできません。

○藤原美知子副委員長 このときに、副市長は課長を替えることはできないとあなたに諭したと。そう言われると、では、課長が市長室に入ってくるのはもう週1回だけにせよというふうに言われたそうですが、週1回で職務が遂行できると思われましたか。それともできなくてもいいという判断でしたか。

○富田裕樹証人 そのようなことを言った覚えはございません。

○藤原美知子副委員長 覚えはないね。では、別の話にさせていただきます。

就任1年目、恐らく2020年2月13日というふうに聞いておりますが、地域分権関係の資料を預かり、説明をした上で、この資料を渡したというふうにこの担当者は言うておりますが、きちんとその説明は受けておられますか。

○富田裕樹証人 少し、何を具体的に言っているのか分からないので、もう一度説明をお願いします。

○藤原美知子副委員長 先ほども言いましたが、地域分権関係、IBSの資料を預かって、その内容を説明した上で市長に渡したと言っておられますが、それで間違いありませんか。

○富田裕樹証人 どなたが私に資料を渡したのかというのは明確には記憶はございません。

○藤原美知子副委員長 調査では、職員はその説明をしたと言ったにもかかわらず、その後、元平副市長と教育長の前で、この資料は何や、そんなの聞いていないと激怒したと聞いておりますが、それはなぜ激怒されたのですか。

○富田裕樹証人 先ほど申し述べたとおり、当時、どのような内容の資料を誰から頂いたのかというのが記憶にはございません。また、誰かを説明していただけたらと思います。

○藤原美知子副委員長 では、次に行きます。

元平副市長に、ミスをした業者が謝りに来られたことがあったそうであります。その際、ちょうど市長と打合せ中だったので、まず、市長に会っていいかどうかを伺いを立てた上で会ってもらったということが証言の中で出ておりますが、それは事実ですね。

○富田裕樹証人 恐らくそれは、当時、総務部内で出たミスに対して、ミスをした企業が謝りに来たという記憶がございます。恐らく、そのことを言っておるのではないかと思います。

○藤原美知子副委員長 では、その後で、その方が帰られた後で、議員以外は通すなどどなられたと聞いています。市長は、必要なときは相談するようにと自分で言っておきながら、言われたとおり相談をして案内したにもかかわらず、なぜ激怒、怒らなければならなかったのか。

○富田裕樹証人 まず、そのような出来事があったようには思えません。なかったと思います。

○藤原美知子副委員長 なかった。では、話替えます。

昼寝をしているので、時間になったら携帯電話で起こしてくれと職員に指示されたことはありますか。

○富田裕樹証人 私も何度も申し述べていますが、朝早いときは5時から夜9時まで仕事をしていて、どうしても仮眠を取って体を休めなくてはいけないときは、秘書の者に電話をして起こしてくれとお願いしたことは記憶にはございます。

○藤原美知子副委員長 話を替えます。

公用車、タクシーの使い方で、公務以外では使えないと進言をした課長を、交代させると言ったのは本当ですか。

○富田裕樹証人 そのようなことはございません。

○藤原美知子副委員長 では、奥様の出産前後にですね、出産前後に東大阪の実家に帰っておられる奥様のところに公用車で行きたいと言った際に、それは駄目ですと言われ、また別の日にも公用車は公務のみと言われているにもかかわらず、了解を得ているとか、他市では使えているとうそをついてでも使おうとしたのはなぜですか。

○富田裕樹証人 まず、そのような事実はございません。また、当時タクシーチケットの利用に関しては、職員からの勧めもあって、そのように使用したという限りでございます。

○藤原美知子副委員長 勧めがあったというのは誰ですか。

○富田裕樹証人 ここでは個人名は差し控えさせていただきたいと思います。

○藤原美知子副委員長 この話は直接、その人を探している話ではないので飛ばしますけれども、東大阪の実家に公用車で行きたいと言われたことは覚えていらっしゃるということでしょうか。

○富田裕樹証人 先ほども午前中のところで説明させていただいたとおり、公用車を使うことは法的には問題なく、その上で職員の負担を考えたときに、タクシーチケットを利用することをお勧めするというふうに言っていただいて、使用したという経緯はございます。

○藤原美知子副委員長 では、東大阪の実家は、これは置いておきます。

先ほど言いましたが、公用車は公務のみと言われているにもかかわらず、公用車の運転手さんに了解を得ているからいいのだということで、公務外のところに行かれたというふうに聞いておりますが、これも覚えていらっしゃるでしょうか。

○富田裕樹証人 そのような事実はないと言います。

○藤原美知子副委員長 では、もう一点、市長会の中でこの公用車の使い方を議論を

されて、よそでは利用ができていたということを言われたそうですが、担当者が各市の担当者に聞くと、池田市よりも他市のほうが厳しかったという事実を確認しております。つまり、あなたが使いたいということを他市の市長たちにも相談をされたということではないのですか。

○富田裕樹証人 まず、公用車の利用に関しては、今回の件も受けて調べたところ、他市も比較的ルールやそういった規定がなく、慣習でやっているというのが実情です。そんな中、私が個人的に御縁のある首長に連絡をさせていただいて、公用車に係る規定の内容等を教えてもらったり、今後の策定においてのアドバイスをもらった記憶はございます。

○藤原美知子副委員長 では、この問題最後ですが、こちらの担当課長も、市長がおっしゃった、それぞれの市の担当者に問合せをすると、池田市よりももっと厳しかったという結論を得ております。そう伝えておきますね。

次に行きます。

東大阪との往復に使用するタクシーについて、運転手が気に食わないということで、タクシー会社の変更をするよう職員に強く指示されましたか。

○富田裕樹証人 まず、タクシーの運転手が気に食わないではなくて、今現在、私が指示したタクシー会社が最もお金が安いので、そこに市民の税金が使われるわけですから、公費負担が軽減されることを思って指示したことを記憶しております。

○藤原美知子副委員長 これはタクシー会社を変更しろということであって、タクシーにしろという話ではないのですよ。既に東大阪との往復に使っておられるタクシーの運転手さんが気に食わないから、その会社を変更しろとあなたが職員に指示をしたというふうに聞いておりますが、いかがですか。

○前田敏委員長 されたか、されなかったかだけで結構です。お願いします。

○富田裕樹証人 変更をかけたのはしましたが、理由はそれではございません。先ほど申し述べた理由です。

○藤原美知子副委員長 東大阪にお迎えに来ていただくというのは、毎朝というか、

早朝5時の迎車ということですので、お迎えにそんな時間に池田まで走る会社がないということで、職員はその旨を報告されたと思いますが、しかし、東大阪市内にある事業所全てのタクシー会社に連絡を取るようにと、さらに職員に指示をされましたか。

○富田裕樹証人 まず、タクシーチケットを利用する際は公用車の代わりという前提ですので、その調査に係る負担は最初はありますが、結果的にその調査で、いわゆる労務よりもはるかに負担が軽減されると、職員の負担が、軽減されるという意味もあって、その調査はお願いはしました。

○藤原美知子副委員長 質問の意図が分かっているんじゃないように思いますが、公用車との比べではないのですよね。朝早くお迎えに来てくれるタクシー会社、東大阪から池田まで走ってくれるタクシー会社がほとんどないという状況だったにもかかわらず、東大阪市内にある事業所全てのタクシー会社に連絡せよとあなたが指示をしたと聞いておりますが、間違いはないですか。

○富田裕樹証人 それは公務上、当たり前の仕事として指示を行いました。

○藤原美知子副委員長 朝5時に迎えに行かすことが当たり前の仕事ですか。

○富田裕樹証人 朝5時に公用車を向かわすことも立派な仕事の一つです。その代わりに職員の負担を考えて行ったこととございます。

○藤原美知子副委員長 職務は9時までに職場に入ればいいわけですよね。東大阪から池田まで朝5時に走らせるということに、意図的な、どうしても5時でないといけない理由というのはあったのですか。

○富田裕樹証人 何度も申し述べておりますが、朝執務時間を取って仕事をやるために、時間を有すために早朝に出発しておりますので。

○藤原美知子副委員長 では、もう何度言っても同じですので、話を替えます。

市役所で宿泊される日だったのだらうと思いますが、翌朝のタクシーは必要ないとか、タクシーの時間を変えてと、これは休日に職員に連絡をさせていますが、間違いはないですか。

○富田裕樹証人 休日に公用車の使用を変更することは当然ありますので、LINEで秘書課内の共有LINEや、また、個別で職員に連絡をして時間変更を行うことは、これまでどおり、今後もそうですけれども、もちろんあります。

○藤原美知子副委員長 休日に職員をそう勝手に使うということは、これは働き方改革にも逆行する行為ではありませんか。

○富田裕樹証人 今、委員がおっしゃっていることは問題があると思います。というのは、先ほど御自身で、随行させるのが公務の務めではないのかと言っていたと思いますが。

○藤原美知子副委員長 それは普通の日ではないですか。

○富田裕樹証人 もちろん土日に、秘書課というのはそうした土日も市長の仕事を支えるのが一つの仕事ですので、それは立派な公務として本人たちも自覚していることと思います。

○藤原美知子副委員長 本人が自覚しているかどうかはあなたが決めることではないと思いますので、申し添えておきます。

これら一連のお話を聞いておきますと、職員は市長に仕える召使だというふうに思っておられるのですか。

○富田裕樹証人 召使などと全く思っておりません。市政を前に進める上で、職員たちは一生懸命、また市民の代弁者である市長を支えているという自負心を持って励んでくれていると思っております。

○西垣智委員 前回の尋問の際に、あなたはタオルの洗濯を好意や気遣いで洗濯してもらったと発言していますが、タオルの洗濯の経緯を確認したところ、秘書課では歴代市長の部屋のタオルとトイレのタオルの2枚を、1週間程度に1度ほど洗濯しており、衛生管理の観点から業務の一環として行ってきたので、富田市長に対しても同様に洗濯をし始めたが、昨年の夏頃から、異常なほどの枚数のタオルが出され、それはびしょびしょにぬれて臭いもあったので、何に使ったタオルか分からず、コロナ禍でもあったため、その不安は大きく、感染症対策の意味もあって大量の漂白剤を使って

ゴム手袋をつけた上で洗濯していたとのことです。

また、コロナ感染が蔓延する中で、その洗濯した方は自身のみならず家族への感染を心配するあまり、精神的な負担が大きくなり、目まい、吐き気、頭痛、血圧上昇の症状で体調を崩してしまったとのことです。

コロナ禍においては、公共施設や民間施設においても、感染防止対策でタオルを設置せず、ペーパータオル等で対応していたにもかかわらず、あなたが使ったタオルを洗濯し続けさせたのはどうしてですか。

○富田裕樹証人 まず、私のほうで聞き及んでいることに関しては、タオルが原因で体調を崩したというふうには確認はしておりません。

次に、そもそも市長室のトイレ内のタオルに関しては、先ほど委員がおっしゃったように、これまでどおり秘書課の職員の者が洗っていたと。私はそもそも、この前も答弁させていただいたように、ホットタオルを作って顔を拭いたり、そうしたリフレッシュをするというのが、特に夏のときは数が多いございましたので、それをバスケットに入れてどのように洗っていたかどうかは直接は私は存じておりません。

ただ、秘書課長のほうに、当時、タオルを置いたときはなるべく早めに洗ってほしいということをお願いしましたが、直接、私が職員にお願いしたことではございません。

○西垣智委員 こちらの調査では、今の質問のような内容の調査を得ていますので、お伝えしときます。

次の質問に移ります。

本市のコロナ対策本部長であるあなたは、市民に対して感染防止対策を周知するようチラシを作成させ、自ら駅前配布もしています。市民の安全・安心を守るため、コロナ禍において職員はその対応に追われ、休むことさえままならない状態であるにもかかわらず、職員に対する感染防止対策への配慮はなかったのですか。

○富田裕樹証人 常に職員に対しての感染対策というのは心がけております。

また、私は市長という立場で、まず市民の皆さんへのコロナ対策への注意喚起をし

ていくというのが公務上、大変重要だと思っておりますので、職員並びに市民のことを思ってやってきたという経緯でございます。

○西垣智委員 結果的にタオルは洗濯し続けたわけですね。そういうふうに判断させていただきます。

次の質問に移ります。市長等からの指示について確認します。

令和2年4月1日付で市長公室秘書課に配属され、市長室内に配置し、市長の特命事項に関する調査等の事務担当を命じた職員、令和2年7月13日の朝礼で、サウナ設置の当該場所の掃除を指示した職員、令和2年9月14日月曜日の朝礼で、午前中に畳ベッドの設置を指示した職員、この職員は全て同じ職員ですね。

○富田裕樹証人 当時、政策補佐をする職員が必要だと。

○西垣智委員 同じ職員かではないかで答えてもらえますか。

○富田裕樹証人 同じ職員ではございますが、サウナの掃除をお願いしたことはございません。

○西垣智委員 次に、令和2年10月20日20時から21時頃、電話で翌21日水曜日の午前中の早い時間に畳ベッドを解体するようにと指示した職員、令和2年10月21日午後、解体されたサウナを市長室まで運ぶよう指示した職員、これも同じ職員ですね。そうか違うかでお答えください。

○富田裕樹証人 まず、畳ベッドの解体に関しては、先ほど言った政策補佐を依頼した職員でございます。

一方で、移動に関しては当時の秘書課長のほうにお願いしたというふうに記憶をしております。

○西垣智委員 次に、東大阪往復のタクシーを指示した職員、7月下旬のマンション引き払いの際、これは午前中に発言していただいていますけれども、住民票の異動届等の手続等をした職員はこれも同じ職員ですね。

○富田裕樹証人 その職員とのまず前段として関係性ですが、信頼関係の下で本人からも進んでやってくれるという申出もいただいているので、お願いした経緯でござい

ます。

○西垣智委員 今回の発言では信頼を得ているわけですね。

○富田裕樹証人 もちろん職員は全て信頼しております。

○西垣智委員 今回の一連の問題で猛省していると発言しながらも、市長の指示に忠実に従い、業務を遂行していたこの職員を、報道直後に報道機関に情報提供した犯人扱いをしているとのことですが、本当ですか。

○富田裕樹証人 犯人扱いするようなことはしておりません。ただし、皆さん御存じのとおり、多くの職員は真面目に頑張っている中で、事実と異なる、例えばホームレス市長であったり、マスコミ等に職務権限を越えた映像を撮ったり、流しているような職員も実際にいるのは事実でございます。

○西垣智委員 今回の私の質問に対しての答えは、犯人扱いをしていないということですね。

○富田裕樹証人 もちろん犯人扱いをしているわけではございません。

○西垣智委員 そもそも画像や動画をメディアに提供した人と事の原因をつくったあなたと、どちらに非があると思っていますか。

○富田裕樹証人 何度も申し述べておりますが、サウナの案件に関しては、政治家として万人の皆さんに御理解いただけないだろうと勘案して、自主的に返還させていただいたということでございます。

○西垣智委員 どちらに非があると思いますかというふうにお聞きしているのです。

○富田裕樹証人 それをわざわざ比べる必要はないと思います。

○守屋大道委員 内部通報保護の観点から、昨年10月に報道されたビデオや写真について、マスコミに送った犯人捜しをしてはいけないにもかかわらず、後援会長を通じて、職員を情報を漏えいした犯人だと決めつけ、地方自治法違反で訴えると恫喝したと聞いていますが、事実ですか。

○富田裕樹証人 そのような事実はございません。

○守屋大道委員 職員からの証言によりますと、マスコミ報道をされた直後、その信

頼を得ているという職員に対し、マスコミへ情報を漏らした犯人として後援会長から執拗に問い詰められたということですが、事実ですか。

○富田裕樹証人 まず、私はその職員に対して事実を迫ったようなことは全くございません。

そして、私が聞いているのは、後援会の会長がその本人から相談があると言われて、会長そのものが相談に乗ったことはあるとは確認はしております。事実と異なります。

○守屋大道委員 10月25日の日曜日、富田市長の後援会長から、市長共々、メディア関係に動画や画像を提供した職員だと確信している、もし提供者でなければその証明をせよ、そして、真犯人捜しをせよと、そのあなたが信頼を得ているという職員は言われています。

また、提供者でなかったとしても、当時の市長の所属政党を通じて、警察、検察に告訴し、元の生活に戻れないような状況になりますよ、また、犯人として捏造される場合もあるのですよと後援会長からの脅しがあり、市長からの脅しとも捉えられる言葉により、その職員は恐怖を感じておられます。この件を知っておられますか。

○富田裕樹証人 全くそのような事実は知りません。

○守屋大道委員 昨年6月29日付で議長から市長宛てに申入れ書が提出されましたが、懸案事項を協議するなど、市政運営の方針決定をする会議にもかかわらず、一般市民の後援会長を参加させていましたが、それは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 これは議会でもたしか述べましたが、私の後援会の会長は、後援会の会長という立場ではなく、様々な市の重要な社会的公務を担っております。そういった観点から、一市民としてのお立場、そのお立場でのアドバイスをいただきたいからお招きしたことはありますが、これまで市においても、多様な市民に御意見賜るときは、市長という立場でそれは公平にさせていただいておりますので、全く問題はございません。

○守屋大道委員 それでは、市政運営の方針を検討する会議にもかかわらず、一般市民が参加はできるものでしょうか。

○富田裕樹証人 事実と異なります。施政方針の重要な案件にわざわざ後援会の会長を呼んだりというようなことはしません。

○守屋大道委員 この市政運営の方針、検討する会議に後援会長を参加させているというふうに聞いております。

このように、会議に市民を受け入れるというのは傍聴ということではよくあることかも分かりませんが、発言させるということはないかと思われます。いかがでしょうか。

○富田裕樹証人 何度もお伝えしましたように、事実と異なります。まず、後援会の会長を市政運営の重要な会議に、お招きして聞くようなことはございません。

また、政策立案をする上において、市長という立場で様々な案件ごとに詳しい専門家を招くことはもちろんあります。その具体的な専門知識を持っている人物として招いて、アドバイスをもらったということはもちろん記憶にございます。

○守屋大道委員 市長は顧問が就任されている中で、後援会長には市政の相談役として、両副市長の指導とともに市長自身のリスクマネジメントを行ってもらっている、公務、政務を問わず、後援会長の指示は私の指示と思って対応するよう、職員に指示されていたことは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 そのような事実はありません。

○守屋大道委員 調査では、後援会長の指示も公務として捉えるように言われているということを聞いておりますが、それは事実ではないでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、職員に対してそのような指示をしたことはございません。

また、両副市長に関しては、公務以外の、今、池田社会で何が起きているのかということも含めて、後援会会長の政務事情をよく理解しておくようにということでしたが、副市長以外の職員に対して、そのようなことを申し述べたことはございません。

○守屋大道委員 質問を替えます。

私たち議会は、11月26日に百条委員会を設置しましたが、その際にはマスコミに対

して、真実が明るみになることはよいことと発言したものの、特別職を監督する立場の人が必要だということで、後援会長の名前を上げられたということは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 何度も申し述べましたが、特別職ないしは私の助言も含めて顧問が必要だということで、現在も大阪府から技術顧問、そして、前々市長から市政顧問という形でお招きしている。

○守屋大道委員 少し質問を戻します。

画像データの流出疑惑の汚名を着せられた職員は、他部署との併任業務を12月半ばから命じられていますが、その際には仕事を取り上げられたということは事実でしょうか。

○富田裕樹証人 私が知っている限りでは事実と異なります。まず、本人がそこに異動したいということを申し述べ、かつ大変病院のほうがコロナ禍の中でせっぱ詰まっている状況の中、そのような対応をしたというふうに副市長から聞いております。

○守屋大道委員 では、富田市長は、その犯人扱いをされた職員が10月29日の木曜日の午後、元平副市長、後援会長に呼び出され、後援会長の事務所で秘密保持契約書を3人で取り交わされたということを御存じでしょうか。

○富田裕樹証人 そのような秘密保持契約を取り交わしたというのは聞いておりますが、中身に関してはもちろん聞いておりません。

ただ、言えることはその職員は後援会の会長も申し述べていますが、時間を取ってほしいという形でこれまでも後援会長は時間を取ってきたという経緯、あともう一つは先ほども申し述べましたが、多くの職員は真面目に仕事をやっている中で、やはり真実でない情報を真実でない形で述べる場合も多々あるという事実があるというのを御理解いただきたいと思います。

○守屋大道委員 今、富田市長は、この秘密保持契約書を聞いているということでございますが、この契約書の作成に当たりまして、あなた自身がこの契約書を作成するように指示しておりましたか。

○富田裕樹証人 全く指示もしておりません。

また、事後にそのようなことを聞いた記憶がございます。

○守屋大道委員 この契約書に関しまして、事後に富田市長は知ったということですね。確認させてください。

○富田裕樹証人 そのとおりでございます。

○守屋大道委員 この契約書の内容は、今から話すことを絶対他言しないようにとの内容であったことは御存じですか。

○富田裕樹証人 私が聞いた限りでは他言しないという形で、今後の会長並びに副市長のほうから、今後も市政運営を円滑にして、職員を守るために、そのような形を取らせてもらったというのは聞いておりますが、中身に関しては聞いておりませんし、それらの出来事は事後に聞いたことを覚えております。

○守屋大道委員 ただいま富田市長はとても重要な発言をされまして、職員を守るためにというようなことをおっしゃいました。そして、その場で話された内容は職員に対し、その疑惑のある、犯人扱いされた職員に対し、動画流出の犯人について犯人と認めれば、将来を保証するとの内容であったとのことですが、これはまさしく冤罪を強要すると同時に脅迫に匹敵する犯罪的行為であると思いますが、御存じでしたか。

○富田裕樹証人 まず、全くもって、そのような中身の出来事は知りません。事後に知りました。

また、私がそのようなことを指示するようなことはございません。かつ職員を守るために会長並びに副市長が職員を守るためにやったというのは聞いております。

○守屋大道委員 事後の報告で聞いたということでございますが、この秘密保持契約書の存在を知り、あなたはどのような行動を取りましたか。

○富田裕樹証人 まず、会長並びに副市長は職員と市政全体のことを考えて、私の知らないところでも動いたりしているというふうに認識しています。私はそれを聞いたときに、どういった内容かは全く聞いておりませんし、聞かないようにしておりました。

(発言する者あり)

○前田敏委員長 静かにお願いします。

○守屋大道委員 先ほどから富田市長の発言にはちょっと相違がありまして、先日の証人尋問では、行政の長として職員を守る立場にあるという証言をされていらっしやいました。今回のこの秘密保持契約書の存在を知ったあなたが、今回、どのような行動を取りましたかという私の問いに関しましては、知らないようなことにしていますというような回答あったかと思いますが、今後どのような態度を取っていかれる予定でしょうか。

○富田裕樹証人 今の質問の仕方が不明確でしたので、今おっしゃった内容でよく理解ができました。これからの対応につきましては、今、そのようなことを受けて、私のほうでもしっかり、どのような対応を取っていくか検討してまいりたいと思います。

○前田敏委員長 ほかの委員、よろしいですか。

では、委員長のほうから1点確認をいたしますが、この契約書のことを先ほども知らなかったというような形でいただいておりますけれども、元平副市長が関与しておりますけれども、元平副市長からそうした報告は受けておられますか。

○富田裕樹証人 当時、職員を守るためにという形では聞いておりますが、もちろん私は中身は聞いておりません。

○前田敏委員長 確認をいたしますが、中身は結構でございますが、そういう契約書を結ぶ、あるいは呼びつけられたということについて、この職員と一緒にいったという事は報告は受けておられますね。

○富田裕樹証人 そのことが起こった事後に聞きました。

○前田敏委員長 この秘密保持契約ということは、先ほども存在をしたということでございまして、今後どう対応しようかということでお話のございしました。

この内容については、非常に大きな問題だというふうに考えておりますけれども、人事権といいますか、先ほどからパワハラ含めて、職員を守るという、証人が発言をしておりますけれども、市長の言うとおりにならない職員あるいはそうした方々に次

年度の人事異動等で昇格といたしますか、昇給といたしますか、そういった昇進させないといったようなこともあると聞き及んでおりますし、そういった意味では証人の好き嫌いといたしますか、そうしたあなたの望むような答えを出してくれるような人しか、先ほどの評価につなげないということによろしいでしょうか。

○富田裕樹証人 まず、職員を好き嫌いで判断するようなことは私はしておりません。本人の適性、そして、負わなくてはいけない課の責務、市全体のこと、また、もちろん本人の成長も含めて、適正な人事をしているだけであって、私が個人的な私情を挟んで人事を行うことはございません。

○前田敏委員長 過去にお聞きいたしますが、ある一定の見方で物を言われたと思えますけれども、職員に対して、全体的に言われたのか、個別の部分は判断しかねますが、職員は敵だと、そういった発言をされた記憶はございますか。

○富田裕樹証人 何度も申し述べておりますが、ほとんどの職員は真面目に頑張っております。私は職員を信じてお仕事をさせていただいています。

一方で、今回、事実とは違うような情報がマスコミ等に流れたり、権限を外れた映像等が流出したり、そうした真実でない情報を流すような職員も実際にいるというのは事実であります。私はほとんどの職員を信頼させていただいて、今、お仕事をさせていただいております。

○前田敏委員長 ただいまの発言は、個人的に決めつけておられるというふうに理解をいたしますけれども、マスコミ等に報道された内容は、全く事実と異なるということではないというふうに理解をいたしておりまして、そうした経緯もあって、今回の百条委員会の設置に及んでいるところでございます。

民間企業でいくとワンマン社長と、言い方が適切かどうか別にいたしまして、公務員がこの池田市の職員として、市民のために奉仕者としてしっかりと公務労働に業務を推進いただいているものでありまして、先ほどからお聞きしますと、やはり勤労者として職員が奉仕をされるという形で考えてみますと、富田証人の一存で差別的な人事だとか、あるいは一方的な決めつけということを行ってはいけないと思えますけれ

ども、何度も確認をいたしますが、そうした差別的な人事あるいは差別的な職務の指示、そういったことは行っていないということによろしゅうございましょうか。

○**富田裕樹証人** 何度もお答えしておりますが、厚生労働省が定義するパワーハラスメントというような事実はございません。

また、ほとんどの職員が真面目に働いております。一方で、真実でないような情報を外部に流すような職員もいるというようなマスコミ等の見解もあります。そうしたことを含めて、私はこれまでも今後も、職員を信じて適正に市政運営に必要な役割を担っていただく職員、適材適所、人事権を行使して配置をさせていただこうと思っております。決して私的な感情を持って職員に対して人事を行使するということは私は政治家として最もやってはいけないことだと思っておりますので、それはやらないというふうに言えます。

○**前田敏委員長** 再度、お聞きをいたしますが、不適切な情報をマスコミ等に流したという職員がいたとすれば、富田証人はどういう処置をされる予定、考えですか。

○**富田裕樹証人** 私は本当に今回、このようなことが様々、世間をお騒がせするようなことがございましたが、これまで身近に支えてくれた職員、本当に感謝しております。また、今後の政情も物すごく期待が高かったですし、これからも高いです。

私自身は本人、またはそのような犯人捜しをして、何かするというよりも、まず目の前にまず池田市政、市民のために池田の未来のためにやらなくてはならないことはたくさんあります。そうした犯人捜しをするのではなく、真っすぐ市民と社会のために市政を前に進めてまいりたいというふうに考えております。

○**前田敏委員長** 富田証人にお伺いしますが、犯人捜しはしないと、今、おっしゃいました。午前中のお話でも若干、違う趣旨のお話をされておりますが、改めて確認をいたしますが、犯人捜しはされませんね。

○**富田裕樹証人** 午前中にも言いましたが、犯人捜しをしたことはございません。職員が本当に体調不良であれば、それは上司としてしっかりと状況を把握することが大事だと、そこの責務を全うしようとしたのは上司として、市長として当たり前だと思

います。

また、今後もそのようなことをするつもりはございません。

○前田敏委員長 よく理解できました。

○守屋大道委員 市長、お尋ねしますけれども、マスメディアに流出したビデオや画像、これらうそではありませんよね。本当に実際に池田のこの市庁舎内にあった画像、ビデオということで間違いありませんか。

○冨田裕樹証人 置かれていたものに関しては事実ですが、置かれた経緯や、また、マスコミ等、報道等で流れた、いわゆるそれにまつわる話というのは事実と異なります。

○前田敏委員長 重ねて冨田証人にお聞きしますが、今後の人事含めて、不適切な対応はしないという形で確認させていただいてよろしいですか。

○冨田裕樹証人 これまでも不適切な人事を行ったことはございませんし、これからも行うつもりはございません。職員のパフォーマンスを最大限発揮してもらえる適材適所で、市政を前に進めてまいりたいというふうに考えております。

○前田敏委員長 公務員は国民、市民の公僕という位置づけでございます。一方で、公務員は民間労働者と同様に自己の労働を提供し、その対価として賃金を受けて生存権を充足している以上、勤労者に当然含まれるとの見解が通説となっております。

その待遇は恣意的に行うものではなく、対等、平等に行わなければならない、市長の好き嫌い、先ほどないと発言がありましたけれども、そういったことによって昇進させるかさせないかの問題ではありません。そして、公務員の労働基本権を守りつつ、ルールにのっとって対処をすべき、それが市長の使命だということも申し添えておきたいと思えます。

パワハラの問題を終わりますけれども、最後に1点、確認をさせていただきます。

2日間にわたりまして、尋問の中で市長室あるいは控室と称する空間に私物を持ち込み、利用された実態が明らかになりました。また、議会における質問等への答弁についても、虚偽の発言であることが明確になりました。行政と議会の今後の関係にお

いて、大変な事態であると危惧しております。

そうした中で、富田証人は、公務は全て自身の判断であり、百条委員会の信用性についても挑戦的に発言されております。また、私的利用についても不利益処分を課すことに該当しない旨の発言がありました。

そこで、確認ではありますが、当百条委員会が終了すれば、これまでの利用の仕方、取組、行動について宿泊、私物の持込み、サウナの設置をはじめとして、私的利用に戻して業務を遂行されるのかどうか、端的にお答えをいただきたいと思っております。

○富田裕樹証人 まず、私物の持込みにつきましては、多くの市民の皆さんから御理解いただける内容、仕事上、業務で必要なものに関しては適切に設置して、また、公務により励める環境はつくりたいと思っております。

ただ、これまでどおりサウナを設置したりということは、もちろん差し控えさせていただきます。

また、宿泊につきましては、どうしても徹夜で仕事しなくてはいけない局面も、今後多々出てくると思っております。それは公務上、また危機管理上、必要に応じて公務により励んで、市政を前に進めるために必要なときは宿泊ももちろん講じていきたいというふうに考えております。

○前田敏委員長 そうしますと、施術用ベッドも仮眠用に置いておくという理解でよろしゅうございましょうか。

○富田裕樹証人 施術用ベッドに関しましては、私が重度の椎間板ヘルニアで腰を痛めることが本当に多々あることから、これまでも仕事場近くに設置してきたものであり、これは危機管理上のことも含めて、設置は許されるものと認識しておりますので、公務により励むために設置しておきたいというふうに思います。

○前田敏委員長 全て万人のためとおっしゃっておりますので、市民が100%賛成であれば結構だと思いますけれども、これは後ほど、また委員会としてまとめをさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、富田証人に対する尋問を終了させていただきます。

富田証人には長時間ありがとうございました。退室いただいて結構です。御苦労さまでした。

(富田裕樹証人退室)

○前田敏委員長 暫時休憩をいたします。

(午後 2 時12分休憩)

(午後 2 時20分再開)

○前田敏委員長 再開をいたします。

証人尋問につきましては、大変お疲れさまでございました。

次に、次回、第9回委員会の案件と日程等についてでございます。

先ほど本日の富田市長に対する証人尋問は終了いたしました。

なお、ここで藤原副委員長より発言を求めておりますので、これをお受けいたします。

○藤原美知子副委員長 次回の案件についてですが、これまでの調査内容を踏まえて、元平副市長、岡田副市長及び布施市長公室秘書課主幹の喚問を行うことに加えて、富田市長の後援会長である田中氏への喚問を行うことについて提案いたします。

○前田敏委員長 ただいま藤原副委員長から発言がありましたが、元平副市長、岡田副市長、布施秘書課主幹及び田中後援会長の喚問を行うことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、池田市副市長の元平修治氏、池田市副市長の岡田正文氏、池田市市長公室秘書課主幹の布施芳文氏、富田市長の後援会長である田中隆弥氏の4名については、次回の委員会に証人として出頭を求めることに決定いたしましたので、よろしく願いをいたします。

次に、証人尋問事項の協議についてでございます。

証人に出頭を求める際には、当日、どのようなことについて証言を求めるか、あらかじめ証言を求める事項を通知しておく必要があります。つきましては、事前に各委員からいただいた御意見を基に、本日の証人尋問の進捗状況を踏まえて取りまとめた

案がございますので、事務局から説明をさせます。

○**議会事務局長（榎野祐子）** それでは、証人に証言を求める事項案について御説明を申し上げます。お手元の尋問通告一覧を御参照賜りたいと存じます。

こちらの資料でございますが、証言を求めようとする事項について一覧にしておりますので、御確認をお願いいたします。

まず、元平副市長でございます。1、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること、2、その他、上記に関連する事項について。

次に、岡田副市長でございます。1、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関すること、2、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること、3、その他、上記に関連する事項について。

次に、布施秘書課主幹でございます。1、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること、2、その他、上記に関連する事項について。

最後に、田中後援会長でございます。1、不適切な庁舎使用並びに公金等の私的流用に関すること、2、本市職員等に対するパワハラ疑惑に関すること、3、その他、上記に関連する事項について。

以上の事項について、証言を求めようとするものでございます。説明は以上でございます。

○**前田敏委員長** 説明が終わりましたが、証言を求める事項について何かございませうでしょうか。

（「なし」の声あり）

○**前田敏委員長** それでは、これらの事項について証人に証言を求めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**前田敏委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

次に、証人への尋問方法でございます。

また、次回の委員会での尋問時間については、本委員会の運営要領に基づき、証人

1人当たりの尋問の時間はおおむね1時間から2時間程度といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続いて、証人への尋問は共通事項について総括的に尋問を行い、その尋問終了後、各委員が個別尋問を行っていただくこととなります。

なお、共通尋問事項の内容及び個別尋問の順序につきましては、各委員からの尋問事項の通告に基づき調整をさせていただき、次回開催の委員会の証人の入室前に皆様に御確認をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願をいたします。

次に、次回の委員会に出頭を求める証人に対する証人出頭要求の内容についてでございます。

出頭すべき日時、場所について、事務局より説明をさせます。

○議会事務局長（梶野祐子） それでは、証人に出頭を求めます日時、場所の案について御説明を申し上げます。

先ほど御決定いただきましたとおり、次回の委員会において、喚問する証人は4名でございます。日程については3月12日金曜日、まず、元平副市長については午前10時に、岡田副市長については午前11時に、田中後援会長については午後1時に、布施秘書課主幹については午後2時に、それぞれ出頭を求めようとするものでございます。出頭を求める場所については、いずれも議場とするものでございます。説明は以上でございます。

○前田敏委員長 説明は終わりましたが、出頭すべき日時、場所について何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○前田敏委員長 それでは、ただいまのとおり出頭を求めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、証人に通知する証言を求める事項については、先ほど御協議いただきました

とおり、証人に通知することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようさせていただきます。

ほかに何かございませんか。

○守屋大道委員 証人の出頭請求と併せて本委員会の調査を進めていくに当たり、お手元に配付している資料のとおり、池田市に対して、地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出請求を行ってはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○前田敏委員長 ただいま守屋委員から御提案のありました記録の提出請求について、何か御意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、資料のとおり、関係者に記録の提出を求めていくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

また、記録の提出期限についてですけれども、3月11日といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようさせていただきます。

ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、第9回委員会については3月12日金曜日、午前10時から議場にて開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、そのようさせていただきます。

なお、傍聴人に申し上げます。次回開催の第9回委員会は本日に引き続き、多数の傍聴希望者を想定しております。これまでと同様に、委員会の傍聴は抽せん制とさせ

ていただきます。傍聴を希望される方は整理券を配布いたしますので、当日の午前8時30分から午前9時15分までの間に4階傍聴席の入り口にお越しをいただきますようお願いいたします。議場の傍聴定員は48名、音声のみの傍聴となります委員会室での傍聴定員は50名でございます。午前9時15分までに傍聴希望者が議場の定員48名を超えた場合は、午前9時15分より抽せん会を実施いたします。また、傍聴定員を超える傍聴はお断りしておりますので、あらかじめ御了承ください。

委員会運営について御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○前田敏委員長 それでは、以上で第8回、富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後2時28分閉会)

富田裕樹市長の不適切な庁舎使用等に関する調査特別委員会

委員長 前田 敏